

アメリカにおける二大政党制の特質

竹 尾 隆

現代におけるアメリカ政党制度の大きな特色は、伝統的に二大政党制を維持していることに求められる。アメリカ政党の研究で著名なE・E・シャットシュナイダー(Elmer Eric Schattschneider)教授の言葉を借りるならば、それは、次のように表現される。⁽¹⁾

「アメリカの諸政党を他のすべての政党から識別する特性は何であろうか。それは、何よりもまして、アメリカ政治が二大政党制(the two-party system)によって支配され、かつ、それによって特徴を与えられているという事実である」。(傍点原文)

現在、アメリカには民主党と共和党(the Democratic and Republican parties)と呼ばれる二大政党だけが、広範な支持者、人員、資金、知識等の統治のための資源、それに国の内外に対する強い政治的影響力を有している。⁽²⁾けれども、アメリカに政権獲得の実現可能性を保有する二大政党の併存していること自体は、さして珍しい現象ではない。なぜなら、現在、世界の凡そ一三〇有余国のなかで、主にアングロサクソン系諸国を中心として、約一五の国が、二大政党制をとにかく維持しているといわれるからである。⁽³⁾従って、政党政治の存在様式の局面に照射を当てるとき、

アメリカに二大政党制が存続していること自体は、二大政党制を保持する国が世界諸国のなかで数少ないという厳然たる事実を見逃せないにしても、何もアメリカだけに限られた特有の現象ではない。それは、アングロサクソン系諸国に比較的によく認められる事例の一つにすぎない。そうだとしたら、アメリカ政党制度の特色として、二大政党制がとくに指摘される所以は、もとより、そこに二大政党制が存在しているという単なる制度上・形式上の理由からではない。それは、アメリカ二大政党制という政党政治の一存在様式に盛られた独自の内容に求められねばならない。アメリカ政党制度の特色は、それ故に、この国の二大政党制が帯びる内容的特殊性にあると考えてよからう。この内容的特殊性こそ、まさしく他の諸国の二大政党制からアメリカ二大政党制を画然と区別する標識にほかならない。

では、アメリカ二大政党制の内容的特殊性とはいったい何であろうか。それは凡そ次の三つの点に要約することができる。第一は、国家体制への固定的編成化である。第二は、政党制度内における分極化の安定性である。第三は、手段的装置としての二元化である。以上の三つの特殊性が一つの潮流に合流するところに、アメリカ二大政党制の特質を認めることができるのである。

第一節 国家体制への固定的編成化

アメリカでは近代国家の発足と時を同じくして、既に存在していた民主党と共和党の二大政党が、G・ワシントン(George Washington)の告別演説にもかかわらず、⁽⁴⁾国家体制内に奥深く組みこまれ、その名称に多少の変化があったにせよ、⁽⁵⁾以来アメリカ史の全体を通じて政権を交互に担当する方式を今日まで依然変えていない。⁽⁶⁾これが国家体制への固定的編成化の意味である。すなわち、アメリカにおける近代国家としての国家体制の成立期を、換言すれば「統治構造の現実的運用状況」(the actual operation of government)の⁽⁷⁾開始期を、一七八九年の憲法の制定とそれに続くワ

シントンの初代大統領就任の時期に求めるとしたら、その当時、たとえ完成形態ではなく萌芽形態にすぎなかったにせよ、⁽⁸⁾既に存在していた二大政党は、創成期の国家体制の内面に定着し、以来国家体制とともに生成・発展を遂げ、今日に至るまで国家体制における主体的役割を交互に担当する方式を確立してきたのである。

では、二大政党がこのように国家体制内に固定的に編成化され得たのはなぜであろうか。その理由は、二大政党のそれぞれが、アメリカ統治構造を創建した主体であると同時に、その運営主体でもあったという、歴史的事実に基づいている。二大政党のそれぞれが、彼らの意思と利益の社会的な実現と保障とを確保する意図にたって、自ら主体的運営に当るべき統治構造そのものを、彼らによって十分に統御可能であるように構築したという歴史的事実が、すなわち、これに当る。R・L・スカイラー (Robert L. Schuyler) が、憲法草案の発議から採択に至るまでの全過程は「政党の課業」(the work of party)であったと述べた言葉は、まさしくこの歴史的事実を指摘したものにほかならない。こうして、二大政党の双方は、ともに、統治構造の構築過程において、各々の政治的な目標、政策的立場、利益、信条などをその内面に組み入れ登録し、いわば統治構造を自己の分身として造型したために、その結果、これと深い内面的関連性が生ずるに至ったといつてよい。この意味で、二大政党と統治構造との間には、緊密な親和性と濃密な相互浸透性が認められるといえよう。

二大政党が統治構造の構築主体であると同時に運営主体であることは、次の二つの基本的前提の上に、はじめて成りたつといつてよい。第一は、二大政党の歴史が国家体制の歴史よりも古いことである。第二は、統治構造が、二大政党相互間における対立抗争の過程のなかからその妥協の所産として析出してきたことである。

まず、第一の基本的前提から述べるならば、アメリカ二大政党の起源は、一七八七年のフィラデルフィアにおける憲法制定会議の時期に求められるのが、普通である。例えば、J・ブライス (James Bryce) は、「合衆国における政

党の歴史は、一七八七年のフィラデルフィアにおける憲法制定会議とともに「はじまる」⁽¹⁰⁾と述べ、二大政党が国家体制の創設期に誕生したことを明快に指摘している。

しかし、二大政党は、制定会議の開催と同時に忽然と出現したわけではない。それは、制定会議の時期に、既に存在していたとみてよい。なぜなら、二大政党の起源を、それを中軸として人々の協力体制が形成されるところの、結社の原形質ともいえるべき「集団核」(group nuclei)⁽¹¹⁾の生成時に求めるとしたら、それは、遠く植民地時代に既に見出されるからである。このように、植民地時代に二大政党の集団核である二つの社会勢力が既に存在していたことは、J・アダムス(John Adams)からW・ケテルタス(William Ketteltas)宛の一八一二年の書翰の一節にみえている。それは次のごとき内容である。⁽¹²⁾

「我が国における政治的対立は、連邦主義と反連邦主義(federalism and antifederalism)とともに「はじまった」とあなたはいわれる。しかし、残念ながら、政治的対立は、人間の本性とともにはじまったのである。それは、最初の植民の時期からアメリカに存在していた。ニューヨーク、ペンシルヴェニア、ヴァージニア、マサチューセッツのいずれにおいても、そしてその他の植民地においても、中央党と地方党(a court and a country party)は、常に抗争してきたのである」。

こうして、アダムスは、植民地時代に既に二つの有力な政党が厳存していた事実を、証言している。ここに中央党というのは、東部沿岸地帯における大商人や農園貴族のような都市と郡部の上流階層によって指導された特権的支配層であり、いわば今日の与党に該当する。他方、地方党とは、主に西部奥地の小農民層や辺境民から構成され、民選の植民地議会における彼らの代弁者の下に結集し、総督とこれを支持する中央党に対抗したところの民衆的勢力であり、野党に相応すると考えてよい。⁽¹³⁾この二つの政党が、今日における二大政党の原初形態にはかならない。まさしく

辻清明教授がW・E・ビンクレイ (Wilfred E. Binkley) 教授を引用して指摘しているように、アメリカ二大政党の起源は、遠く植民地時代における東部先住移民群と西部後住移民群との土地獲得をめぐる闘争のなかにこれを認めることができる。⁽¹⁴⁾ その対立の象徴が、一六七六年のいわゆるベーコンの反乱 (Bacon's Rebellion) にほかならない。⁽¹⁵⁾ この事件の意義をビンクレイ教授は、次のように説いている。⁽¹⁶⁾

「ベーコンの反乱こそ、まさしく我が国の二大政党の配置状況 (our two-party alignment) が深く根を下ろしている社会勢力の最初の敵しい対立であった。一本の赤い糸のように新旧移民の間におけるこの紛争は、以来二世紀にも及ぶ政治的対立をもたらしたのである。『ベーコンの反乱からラフォレットの反抗に至るまで (From Bacon's Rebellion to the LaFollette revolt)』 東部と西部、辺境と旧い植民地との間における地域的対立は、ほぼ一貫して続いている」と故フレデリック・J・ターナー (the late Frederick J. Turner) は書いている」。

右のごとく、ビンクレイは、植民地時代における二つの社会集団の対立のなかに、今日恒久形態をとるに至った二大政党の配置状況を見出している。⁽¹⁷⁾ それ故に、二大政党の集団核は、早くも植民地時代初期に既に胚胎していたといつてよからう。由来、アメリカにおける政治的対立の歴史は、こうした二つの集団核の生成・発展とその相互の角逐抗争の過程であり、比喩を用いれば、こうした二つの集団核相互の基本対立様式を原曲として、状況の変化に対応しそれを編曲したところ、同じ主題の変奏曲であったということができよう。「アメリカの歴史の著しい特色の一つは、その各時代を通じて存する『東部』と『西部』の対立という事実である。この事実は…爾来一貫して今日に及んでをる」⁽¹⁸⁾と評される所以である。

次に第二の基本的前提に移るならば、統治構造は、こうした植民地時代以来の二大政党相互間における対立抗争過程のなから出現したものにほかならない。このことは、二大政党相互間における対立の契機が、この画期的会議に

鮮明な輪郭を整えて政治的海面に浮上し、憲法草案の作成と批准という統治構造の構築過程のなかで凝縮的に表現され、憲法制定という形で統治構造そのもののなかに晶化するに至ったと考えてよからう。ここにいう対立の契機とは、社会経済的対立及び信条的対立と微妙に交錯し合う統治形態のあり方に関するものである。⁽¹⁹⁾ すなわち、制定会議における憲法草案の討論・審議の過程は、「二つの相反する傾向」(the two opposite tendencies)⁽²⁰⁾を対峙せしめるに至った。この二つの傾向は、その後間もなく開かれた各邦における憲法会議でより明瞭に看取されるに至ったといつてよい。いうところの「遠心的・求心的傾向」(centrifugal and centripetal tendencies)⁽²¹⁾が、すなわち、これである。遠心的傾向とは、個人的自由の尊重と州志向性とを本質的要素とする。それは、各個人の自由を最大限に尊重するとともに、各州と連邦との関係についても連邦の権限を外交・国防の二つの領域に限定し、各州を立法・司法・行政のすべての領域を通じて可及的に自主独立の統治単位たらしめようとする政治的傾向である。従つて、遠心的傾向は、中央権力の州への干渉を限局し、州・地方・個人を、個人を軸とする同心円として捉え、各々の同心円の自主独立性の完全なる発現を許容する意味で、「自由の使徒」(the apostle of Liberty)⁽²²⁾たることを主張する立場といえよう。他方、求心的傾向とは、中央志向性を本質的要素とする。それは、中央権力を強固にし、各州を連邦の指導下に置き、これに従属せしめようとする政治的傾向である。それ故に、求心的傾向は、秩序の形成能力を有する強力な権限を積極的に評価し、連邦の中央権限に広範な活動領域を保障することを意図する意味で、「秩序の原理」(principle of Order)⁽²³⁾を強調する立場といふことができる。

こうした二つの政治的傾向が、当時における社会経済構造における階層対立や政治的信条体系と重なり合い、こたまを交し合つて、それぞれ独自の支持層と政治観とを發展させてきたことは、一般によく知られている。西部の貧困層と東部の富裕層、直接民主制論と間接民主制論という、相互批判的な支持層と政治観とが、すなわち、これであ

る。具体的にいえば、遠心的傾向は、植民地時代以来、いわゆる被支配層の地位を長らく甘受してきた主として西部奥地の小農民、辺境民、債務者、都市の職人層、労働者層、小商工業者などの民衆勢力によって支持された。彼らの政治的主張は、人民が現実直接統治することを標榜するところの、直接民主制論である。これに反し、求心的傾向は、植民地時代以来の伝統的な特権的支配層の地位にあった東部沿岸地帯の金融業者、投機業者、プランター、医師・弁護士・聖職者等の専門知識層、製造業者などに、支持層を求めていた。彼らは、自己の特権的地位を擁護し、民衆を政治過程から切断するところの、間接民主制論に固執する。従って、遠心的・求心的という二つの政治的傾向の支持層は、その社会経済的構成と政治的主張の二つの点において、地方党と中央党と軌を一にするといつてよい。この意味で、二つの政治的傾向は、植民地時代以来の二つの有力な政党の基本的立場を継承し、かつ、これを表明したものと考えてよいであろう。⁽²⁴⁾

憲法制定会議から立ち現われたアメリカの統治構造は、こうした植民地時代以来の伝統的な、二大政党の基本的立場を表象する遠心的・求心的の二つの政治的傾向の妥協の所産として、完成された制度である。もとより、憲法制定会議は、特権的支配層の主催するところであった。すなわち、制定会議の召集は、中央権力の薄弱な一七八一年批准の連合同盟規約 (Article of Confederation and Perpetual Union) を不満とする特権的支配層によって発議され、制定会議の代議員もほぼ彼らの専有するところであり、従って、統治構造の構築作業もまたもっぱら彼らの主導権の下に進められた。⁽²⁵⁾しかし、彼らは、富裕な少数者を多数者の暴政から保護することの自己利益のみを排他的に考慮し、より強力な中央政府の樹立という自己の基本的立場だけを積極的に実現する意図の下に、権力の地域的・機能的分割を基軸とする精緻な統治構造を構築したわけではない。むしろ逆に、彼らは、人民主権、個人的自由ならびに州権の尊重という、制定会議に代議員を実質的に派遣していない民衆の勢力の利益や基本的立場に対しても、考察と検討の輪を

拡げてゆき、そうした成果を、統治構造内に編成し、制度的装置として固定化するに至った。このように、特権的支配層が、対立勢力の政治的な利害や主義主張を統治構造内にとり入れるに至った理由として、二つが考えられる。その一つは、手続的理由である。もう一つは、実体的理由である。

ここに手続的理由というのは、連合同盟規約の下における既成の秩序を打破し、より強力な中央政府の樹立を目ざした特権的支配層の目標そのものが、ほかならぬ既成秩序の下における正規の手続を通して、すなわち、諸邦における批准のための憲法会議の議決を通して、人民の合意を調達することによって、はじめて完遂可能であったという事実である。「明らかに、憲法制定者であるエリートの目標は、既成の政治秩序に破壊的(subversive)なものであった。しかし、この破壊行為は、合衆国の人民が、正規の手続によって、それに承認を与えた場合に限り、成功し得るものであった⁽²⁶⁾」。それ故、特権的支配層は、人民の著しい進出が懸念される諸邦における憲法会議を首尾よく乗り越え、憲法草案の批准を支障なく早急に完了させるために、民衆的勢力の利益や基本的立場に対する可及的な配慮と尊重とを迫られるに至ったのである。

もう一つの実体的理由というのは、制定会議の代議員に広く認められる政治的慣熟である⁽²⁷⁾。これは、彼らが豊富な政治的経験を有していた事実に由来する。こうした豊富な体験が、党派的立場を越える公益志向性になって、二つの相容れない基本的立場を一つに立体的に統合してゆく妥協能力を、彼らにおのずと発達させたのである。すなわち、制定会議の代議員は、優れた英知と深い学識とを備え、J・ハリントン(John Harrington)、J・ロック(John Locke)、C・モンテスキュー(Charles Montesquieu)などの、当時の支配的な民主主義政治理論に精通していたことは、確かであろう。けれども、彼らは、理論の公式に捉われることはなかった。というのは、J・ディキンソン(John Dickinson)が、八月三十一日の憲法制定会議で、「経験こそ、我々の指針となるに相違ない。理性は、我々を惑わせる⁽²⁸⁾」と発言

し、経験至上主義の態度を明確に打ちだしているからである。この発言が誇示しているように、彼らは、長い政治生活の経験者であった。例えば、制定会議の代議員五五名のうち、七名が邦知事 (state governors)、二八名が大陸会議 (Continental Congress) の代議員、そして三九名が連合会議 (Congress) の代議員を、それぞれ歴任している。そして、彼らを含む多くの代議員が、そのほか、植民地代議院 (Assembly) や邦下院 (state legislative assemblies) において、統治に関する政策、技術、それに政治の体験的知識の習得に、努めてきたのである。彼らは、こうした長期にわたって堆積された政治生活の体験のなから、貴重な教訓を獲得するに至った。その教訓というのは、彼らが、植民地の自治政府、革命政権、大陸会議、そして連合会議におけるそれぞれの政治的経験をを通して、公共問題におのずと習熟し、その解決方法について久しきにわたり訓育され、また問題解決に不可欠である互譲と協調の精神を涵養し、利害の調整技術にも熟達するに至ったという事実である。制定会議の代議員が、相互に敵しい対立と緊張をはらむ二つの基本的立場に妥協と調整を試み、その結果を統治構造のなかに統合組織化し得たのは、彼らが、こうした貴重な教訓を十分に活用し得たからにはかならない。

なお、制定会議における代議員の三分の二以上が、連合会議の代議員であったという歴史的事実は、注目に価する。なぜなら、この事実が、J・P・ロッシ (John P. Roche) のいう「大陸的アプローチ」(a continental approach) あるいは「大陸的引照基準」(a continental frame of reference)⁽²⁶⁾ を彼らの間に、発展させたからである。ここでいう「大陸的アプローチ」ないし「大陸的引照基準」とは、狭隘な党派の見地や地域的視座をうち棄て、より広い視野から諸種の公共問題に考察の焦点を向け、これらの諸問題をより広範な国民的脈絡のなかに置き、長期的展望にたつてその具体的解決策を探究するという、精神的態度である。制定会議の代議員は、長きにわたる政治的経験の末に、こうした大陸的アプローチを体得するに至ったといえよう。そのため、彼らは、自己自身の階層的利益のみに視線を向

け、その保全のみを意図するという、近視眼的視野への束縛から解放され得たといえるのである。彼ら以外のいかなる階層も、当時のアメリカ社会における様々な階層的、経済的、地域的、政治的な諸要素を一つに結合し分ち難く融合させてしまうような憲法草案を作成し得なかったと評されるのは、まさに、この理由からである。このことを、ビ
ンクレイとモース (Wilfred E. Binkley and Malcolm C. Moos) は、次のように⁽³⁰⁾いつている。

「もとより、憲法制定者は、特権的支配層に属していた。しかし、彼ら以外の他のいかなる階層も、アメリカ社会における諸々の要素を一つに接着させ得るような憲法草案を、作成し得なかったであろう。なぜなら、制定者だけが、彼ら自身の階層以外の社会における諸要素に対する責任を自覚せしめるところの、公共善 (Public good) の観念を⁽³¹⁾発達させていたからである」。

ここにいう公共善の観念が、前述の大陸的アプローチないし大陸的引照基準と実体的に一致すると解してよい。それは、また、社会における支配的諸勢力の願望への信従であり、「社会における諸勢力の現実的平衡関係への対応」 (correspondence to the actual equilibrium of forces in the community) ⁽³¹⁾ といひ変えてもよからう。

憲法制定者が、公共善の観念に導かれて制定会議における審議を進め、彼ら自身の階層的利益以外の社会的諸要素をも顧慮していた事実は、G・メイソン (George Mason) の発言によっても領ける。メイソンは、制定会議において、「ほんの二、三年の歳月の経過ですら、我々の子孫を、社会の最下層に落魄させる場合もあり得る」という観測にたつて、公共善を、私的動機を極端に推し進めた場合に立ち現われるところのその極限的変種として捉え、「それ故に、すべての利己的な動機、すべての家族への愛着心でさえ、社会の最上層だけではなく社会の最下層の人々の権利と幸福とを周到に配慮するような政治制度の確立を、当然、推奨するようになる」と言明し、⁽³²⁾制定会議における審議に、公共善の観点の導入が不可避の要請であることを訴えたのである。同じくJ・マジンソン (James Madison) も、

メイソンの発言に同調し、「すべての市民の階層的利益が、制定会議に正当に代表され、かつ、理解されねばならない」と述べている。⁽³³⁾

こうして、特権的支配層は、公共善の観念に指導され、またそれによって制約をされつつ、より強力な中央政府の樹立という、彼ら本来の目的の実現に向って、統治構造の構築作業を開始したのである。だからこそ、彼らの構築した統治構造は、植民地時代以来の伝統的な二大政党の双方の利益や基本的立場の融合態となり、その制度的表現となり得たのである。このことは、新しい憲法の下で発足した国家体制において、伝統的な二大政党のそれぞれの利益や基本的立場を代弁するA・ハミルトン (Alexander Hamilton) とT・ジェファソン (Thomas Jefferson) が、各々、財務長官 (Secretary of Finance) と國務長官 (Secretary of State) として、ワシントン大統領の両翼に配置された事実

に、象徴的に現われている。

こうして、アメリカの統治構造は、制定会議の代議員が、自己の豊富な政治的経験をふまえて、伝統的な二大政党における双方の利益や基本的立場を相互に調節し、両者の間に妥協を重ねることによって造りあげたところの制度である。それだけに、統治構造は、各党の支持層に、完全なる満足を与えるものではなかった。けれども、それは、彼らに対して、それを是認し、受容し得るだけの満足をもたらすことには、成功したとみてよい。例えば、マジソンは、「ザ・フェデラリスト」(The Federalist) のなかで、「完全無欠の憲法は、期待すべくもなかった」と述べつつも、連合同盟規約に比較した場合、憲法は、「完全なる満足ではないにしても、より大なる満足」(the GREATER, not the PERFECT good) をもたらすものであったと記している。⁽³⁴⁾ 同じく、ジェファソンも、一七八七年七月三十一日付のマジソン宛の書翰で、憲法について比喩的に、「その上に、ほんの二、三筆を加えたいとおもうだけの満足のゆく油絵」(a good canvas, on which some strokes only want retouching) と評している。⁽³⁵⁾ この二人の言葉が示すように、制

定會議のなかから出現した統治構造は、植民地時代以来の伝統的な二大政党の各支持層に、少からぬ満足を与えたのである。

このように憲法制定會議における白熱した討論と審議の渦中から誕生した統治構造は、植民地時代以来の伝統的な二大政党相互間における持続的な対立抗争の過程のなかから、自生的に発展してきたこの国の政治的体験の所産である。制定會議を指導した特権的支配層は、これまで展開されてきた伝統的な二大政党相互間における対立抗争の過程のなかから、おのずと浮彫りされてきた各党の目標、政策的立場、代表利益、信条、主義主張などをとりあげ、より強力な中央政府の樹立という彼ら本来の目的に照し合わせて、これらに検討と吟味を加え、あるいは再構成し、彼ら本来の目的を達成可能であるような統治機構を構築した。従って、彼らは、既に展開されてきた二大政党相互間における対立抗争過程の軌条規格に合わせて、その延長線上に、統治構造を構築したといえよう。高木八尺教授の言葉を借りるならば、「憲法制定者は、植民地時代の政治的経験と、之が結晶ともいうべき各州憲法と、而して就中独立以来十一ヶ年の苦き失敗の實驗とに基づいて「コンフェデレーション」の旧組織を刷新拡張したのであった⁽³⁶⁾。同じくブライスも洞察しているように、アメリカの統治構造を規定している憲法は、「過去に深く根ざしたもの」(its root deep in the past)であり、そこには、「絶対的に新しいもの」(absolutely new)は、とくに付加されておらず、植民地時代以来のこの国における政治的経験の枠内において形成されたものである⁽³⁷⁾。この意味で、統治構造は、人為的に造られたものではなく、むしろ自然に発育成長したものにほかならない。それは、「被造物 (creature) に非ずして成長物 (growth)⁽³⁸⁾」なのである。

特権的支配層は、既述のように、政党政治を嫌悪し、これを忌避しようとした。にもかかわらず、彼らは、中央党ならびにその系譜に繋がるフェデラリストと呼称される党派的立場に、既にたっていたといつてよい。アメリカ統治

構造は、ほかならぬこうした党派性の甲冑によって身を固めた彼ら自身によって、彼らの対立勢力である地方党及びその後裔である反フェデラリスツの存在を十分に意識したうえで、自らの主体的運営に適応し得るように構成されたところの、植民地時代以来の伝統的な政党政治の温床から収穫された果実であった。従って、彼らの制作した統治構造は、その素材、構造、機能様式のいずれの点においても、従来からの政党政治の基本的枠組を破り得るものではなかった。そのために、その後における政党政治の目標と方向とを指示し、かつ、その存続と発展とを促すところの契機が、統治構造の創建期に、そのなかに固く内造 (Built-in) されてしまったのである。このことを、ブライスは、次のようにいっている。⁽³⁹⁾

「アメリカにおける政党の精神と活力とは、蒸気が蒸気機関に必須であるのと同様、統治構造の活動に不可欠の因子となっている。比喻を変えれば、政党の結社と組織とは、統治構造の機関にとって、運動神経が、人体の筋、腱、そして骨に対するのと、ほぼ同一の作用を営む。運動神経は、人体に原動力を伝え、人体諸機関が行動を起す方向を決定する。∴統治構造の運営は、二大政党に掌握されるに至った。不断の競争を通して互いに刺戟を受けることによって、二大政党の独創力は、憲法の数多の規定を予想もつかぬ仕方で駆使し、この国の法的制度に、今日における色彩の少からぬ部分を施してきたのである。」

ここに示唆されるように、二大政党の双方は、恰も運動神経が筋、腱、骨を随意に動かし得るように、統治構造における各部門・各機関を運営することがいたって容易である。この理由は、以下のごとくである。すなわち、運動神経が、人体という同一の有機体において、筋、腱、骨と時を同じくして、またこれらを自由に動かし得るように、はじめから形成されたのと等しく、どちらの二大政党も、アメリカ政党政治という同一の基本的枠組のなかにおいて、その軽重の度合いを問わず、自らの主導権の下に、また自らによる運営を基本的前提に置き、さらに自己の利益と基

本的立場の制度化として、統治構造を構築し、その内面に当初から深く定着するに至ったためにほかならない。

こうしていずれの二大政党も、近代国家の発足と同時に、この国における統治構造の構築主体と運営主体とを兼備することによって、国家体制内に固定的に編成され、以来今日に至るまで、政権を交互に担当し、人々の意識のなかに偉大な政権担当者としてのイメージを刻み込み、それを世代から世代へと伝承させてきたのである。このようなアメリカにおける民主・共和両党による「現実的ならびに意識的政党制の巨大な分布網」は、世界に比類をみないもの⁽⁴⁰⁾と云ってよい。

(1) Elmer Eric Schattschneider, *Party Government*, 1942, p.66.

(2) Alfred De Grazia, *The American Way of Government*, 1957, p.167.

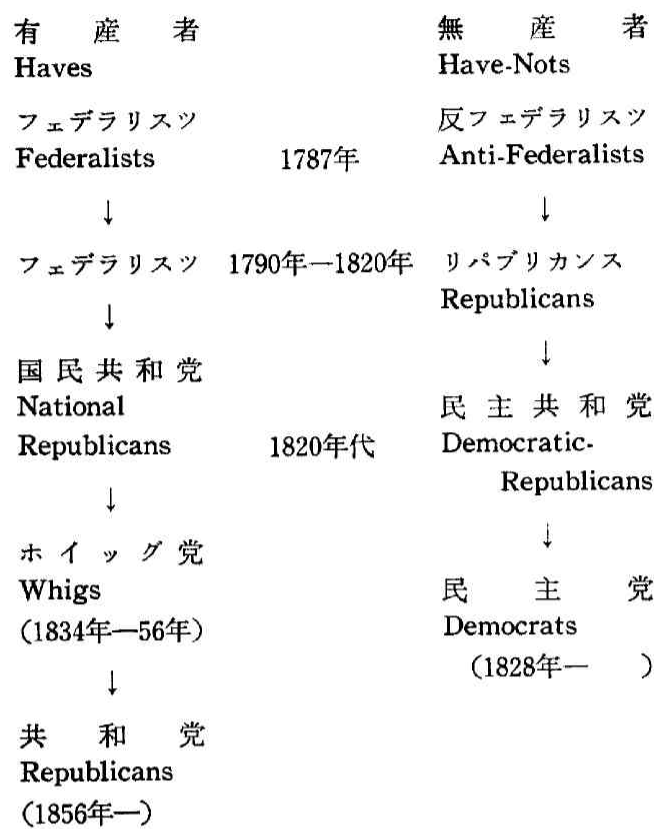
(3) see e.g. Joseph Lapalombara and Myron Weiner (ed.), *Political Parties and Political Development*, 1966. Marcus Cunliffe, *American Presidents and the Presidency*, 1969. Walter H. Mallory (ed.), *Political Handbook and Atlas of the World; Parties, Parties and Press*, 1966.

(4) 憲法制定者は、彼ら自身フェデラリスツ (The Federalists) と称せられる保守的な特権的支配層の意見や利益を代表する党派の立場にたっていたにもかかわらず、政党政治の発生を予測も希望もしていなかった。彼らは、民意と政治権力とを結合する媒介装置としての政党の役割を未だ理解するに至らず、それを健全な政府に有害な私党とみていたようである。彼らの政党観は、ワシントン大統領が、一七九一年九月一七日に行ったいわゆる告別演説に明快に示されている。彼は、この演説のなかで、新政府が直面している危険性として、各州が連邦を脱退することの危険性、中央権力の薄弱化の危険性、諸外国の間で合衆国が寵児となることの危険性に加えて、とくに政党の危険性をあげ、これについて大要次のごとく述べている。すなわち、党派心というのは、人間の本性に深く根ざすものであり、これから分離不能の精神である。政党間における闘争が極端に至るならば、そこに専制政治が招致されるであろう。なぜなら、政党相互間の闘争から徐々に惹き起された無秩序と窮状とは、人々を、個人の絶対権力の下における安全と平穏とに走らせるからである。他の政党の首領よりも能力的に優り幸運にも恵まれた支配的な政党の首領は、一般民衆の自由を犠牲に供したうえに、彼自身の栄位勢力を図るために、こうした人々の傾向を利用することになる。これほど極端に至らなくとも、政党相互間の闘争は、「常に議会の審議を惑乱し行政を弱体化する。それは、根拠のない猜疑と虚報で社会に波瀾を起し、社会における部分相互間に敵愾心を煽り、時には暴動・一揆を挑発する。さらに政党間における闘争は、熱烈な党派心を利

用し、この党派心に政府そのものへの接近路を見出す外国の干渉と墮落戦術とに門戸を開くことになる」と述べ、「党派心の有害な影響力」(the baneful effect of the spirit of party)を指摘している。このように、ワシントンは、少くとも人民の選挙に基づく政体においては、党派心と自由の精神とは相容れないことを警告したのであった。同じくワシントンの下で副大統領の職にあったJ・アダムス(John Adams)も、政党否認の態度を次のように表明している。「二人が、ある社会改善策を思いついた途端に、彼の競争相手がこれに反対する。ある政党が社会状態もしくは社会秩序の改良を提案したり発見したりすると、忽ち反対党がそれを中傷し、愚弄し、迫害する。…すべての地上の国には反対党が存在する。…私が最も恐れていることは、それぞれ指導者を擁する二つの政党に共和国が分割されることである。…愚見によれば、これこそ、憲法下における最大の政治悪として憂慮されねばならない」。やはりA・ハンミルトン(Alexander Hamilton)も、「党派心はあらゆる人間団体における審議にその立場を混入する。それは、団体を構成する人々を屢々不正と極論とに赴かせる」といつている。(James D. Richardson, *Messages and Papers of the President 1789—1877*, 1899, vol. 1, p.217. Herbert Agar, *The Price of Union*, 1960, pp. 79—81. Wilfred E. Binkley and Malcolm C. Moos, *A Grammar of American Politics*, 1953, pp.178—79. Samuel Eliot Morrison, Henry Steel Commager and William E. Leuchtenburg, *The Growth of the American Republic*, 6th ed., 1969, pp.314—15. Norman A. Graebner, "Political Parties and the President" in Donald Bruce Johnson and Jack L. Walker (ed.), *The Dynamics of the American Presidency*, 1964, p.182. Austin Ranney and Willmoor Kendall, *Democracy and the American Party System*, 1956, pp. 121, 131.) など、制定者が政党をどのように理解していたかは、J・マジンソンが「サ・フェデラリスト」第十篇のなかで規定している政党の概念に明らかである。それによれば、政党＝党派(faction)とは、「社会全体の多数者に達するにせよ、少数者にすぎないにせよ、他の市民の権利もしくは社会全体の恒久的利益に反する激情ないし利益を核とした何らかの共通の衝動によって結合し活動的となるところの「市民の団体」をさす」。(Alexander Hamilton, James Madison, and John Jay, *The Federalist; Or The New Constitution*, Edited with an Introduction and Notes by Max Beloff, 1948, p.42.)

(5) アメリカ二大政党の系譜をごく簡単に図示すれば、だいたいの次のようになる。(M. Cunliffe, *op. cit.*, pp.322—23.)

最初の党派的对立は、一七八七年の合衆国憲法をめぐる論争によって惹き起されたと一般にいわれている。フェデラリストと反フェデラリストの対立がすなわちこれに当る。フェデラリストは財産所有者の利益を代弁し、中央政府の強化を支持したのに対して、反フェデラリストは総じていわゆる無産者の利益を代弁し、中央政府に反対の態度を表明した。フェデラリストは一七九六年にJ・アダムスを第二代大統領に当選せしめたが徐々に勢力を失い、遂に大統領候補の指名も不能に陥り、一八二〇年代に自然消滅するに至った。他方、反フェデラリストは次第に勢力を伸張し、一八〇一年にT・ジェファソンを大統領に当選せしめ、自らリパブリカン党と称するに至った。一八一二年の対英戦争後の十年前後は一党制の時代が存在したがその後再び二大政党制の時代を迎えた。二大政党の対立形態はフェデラリストが瓦解した後もそのまま存続



力基盤は北部にあったといつてよい。従つて初期の共和党は地域中心の政党であつたといふことができる。共和党は、一八六〇年に、A・リンカン (Abraham Lincoln) を大統領候補に指名した。他方、民主党はこの時期に三つに分解する。その一つは S・A・ダグラス (Stephen A. Douglas) を指導者とする一派であり、準州が州として連邦に加入する際、自由州となるか奴隷州となるかの判断をその準州の住民に委ねることによつて奴隷制問題を解決しようとする。次は連邦議会に準州の奴隷制問題を解決する権限はないと主張する極端な南部的見解を抱く J・C・ブレキンリッジ (John C. Breckinridge) に率いられた一派である。第三は、奴隷制に全く言及しない政策綱領を掲げ J・ニル (John Bell) を大統領候補に指名した立憲連合党 (Constitutional Union Party) と称した一派である。一八六〇年の大統領選挙はリンカンの勝利をもつて終つた。リンカンの得票数一八六万五五九三、ダグラス一三八万二七一三、ブレキンリッジ八四万八三五六、ベル五九万二九〇六、以上であつた。共和党は民主党の分裂によつて勝利を得たといつてよい。南北戦争後、共和党は、議会で圧倒的優勢を示した時期があつたが、やがて民主党も勢力を挽回し、民主・共和の両党体制が成立し現在に至つてゐる。(M. Cunliffe, *op. cit.*, p. 322. Charles A. Beard *American Government and Politics*, 1927, pp. 136—41. Allan Nevins and Henry Steel Commager, *A Short History of the United States*

したといえよう。リパブリカン党はやがて合衆国憲法の厳格解釈を主張する保守派の国民共和党とその拡大解釈を強調する進歩派の民主共和党に分裂し、国民共和党は J・Q・アダムス (John Quincy Adams) を一八二五年に、一八二九年には民主共和党が A・ジャクソン (Andrew Jackson) をそれぞれ大統領に当選せしめた。その後、国民共和党は、一八三〇年代にホイッグ党と改称し、フェデラリスツの継承者をもつて任じ、フェデラリスツの信条をそのまま再現して、アメリカ工業の保護を最重点政策として掲げた。これに対してジェファソン、ジャクソンの伝統を承継ぐ民主共和党は普通人 (Common men) から成る国家と州権の自律性の尊重とを訴える。一八五〇年代における奴隷制をめぐる論争は、こうした党派的对立の形態に混乱をきたし、ホイッグ党及び民主党 (一八二八年に民主共和党を改称) の双方を分裂させることになつた。北部民主党と南部民主党は奴隷制を争点として対立して、奴隷制の拡大に反対して結集したホイッグ党の多くは、一八五六年に共和党を結成することになる。その勢

5th ed., 1972, pp.241—16. C. A. Beard, 『アムード・斎藤真・有賀貞訳編「アメリカ政党史」補論、四四—四五頁、六二—六三頁、八三—八四頁、一〇三—一〇四頁、参照。』

(6) 辻清明「シュテッドマン夫妻・投票に現われた不満—アメリカにおける労働者・農民党の研究—」国家学会雑誌第六八巻、第九号、第二〇号、五五四・五五六頁、参照。

(7) C. A. Beard, *op. cit.*, p.125.

(8) W. N. Chambers (William N. Chambers) は、国家体制の創成期における二大政党が現代的意味における政党のカテゴリーに属さなことを次のように述べている。(W. N. Chambers, "Party Development and the American Mainstream," in W. N. Chambers and Walter Dean Burnham, *The American Party System: Stages of Political Development*, 1967, pp.5—6.)

「概して、現代的意味における政党は、相対的に持続性を有する社会的編成体 (Social formation) と考えてよい。この社会的編成体は、公職ないし政権を追求し、政府の中央に位置する指導者と中央・地方の政治領域における重要な民衆の支持者とを結合するところの構造ないし組織を提示し、我々の集団という自覚に基づく展望性 (in-group perspective) を、あるいは少くとも一体感や忠誠感のシムボルを、生成せしめる。この意味における政党を、もとよりアメリカの植民地に見出すことはできない。そこでは、政務は、個人的指導者、党派、徒党、郡役所の私党 (courthouse junto) あるいはその他の手段によって処理されていたといつてよい。さらに革命前から一九世紀初頭に至るまで、政治の運営は、生れながらの指導者と認められた地方社会における特権的名望家への投票者側の自発的服従あるいは服従の慣行に依存していた。

一七八七年から八九年におけるいわゆるフェデラリスツもまた反フェデラリスツも、ともに継続性を有する意味では紛れもない社会的編成体であった。しかし、これらは、もとより、今日いうところの政党ではなく、むしろ地方集団・党派・指導者・徒党・その他の政治における分子的要因などから成りたつ集塊にすぎなかった。新しい全国政府が確立された後であっても、アレキサンダー・ハミルトンとトーマス・ジェファソンがそれぞれ二大政党の集約点となり得たのは、彼ら二人が、ジェファソンの言葉を借りるならば、恰も二羽の雄鶏のように (like two cocks) 閣議で互いに顔を合わせるに至ってから暫く後のことであった。けれども、一九世紀における一時の空白期を除いて、アメリカ政治が一七九〇年代の中葉から現在に至るまで恒常的な二大政党を有しているといわれるのは、この集塊の意味の政党を含めての指摘である。現代的意味における政党は、①組織構造の継続性—現在の指導者の政治生命を越えて存続する組織構造の持続性、②全国組織と区別される地方組織の恒久性及び全国組織と地方組織相互間における命令・指揮・連絡・伝達の各系列の完備、③単独もしくは連合を通しての全国・地方の両段階における指導者の政策決定権力の獲得・維持への主体的意思決定、④民衆の広範な支持層創出への組織構造の関心、以上のごとき四つの特徴を具備していなければならない。それは、政権獲得を本質目標とする政治の専門家集団としての明瞭な自覚、それにこの本質目標を達成するための装置としてのグラスルーツから政治権力まで達する恒久的な媒介的組織構造の存在といいかえてもよからう。合衆国では、一七九〇年代に

ハミルトンのフェデラリストとジェファソンのリパブリカンスのごとき独自の支持者と安定性のある組織構造を有する現代的意味における政
党の一面—政権の獲得とその維持とを目ざす名望家集団—をもつ二大政党が出現したことは事実であるが、今日のごとき全国・州・地方の各
段階に及ぶ組織構造の基本型がほぼ完成し現代政党としての体制が整備されはじめたのは、一八三〇年代のA・ジャクソンの時代に至ってか
らである。(W. N. Chambers, *Political Parties in a New Nation: The American Experience 1776—1809*, 1963, p.19, J.
Lapalombara and M. Weiner, "The Origin and Development of Political Parties" in Lapalombara and Weiner (ed.), *op. cit.*,
p.16.)

- (9) Robert L. Schuyler, *The Constitution of the United States*, 1923, p.128.
- (10) James Bryce, *The American Commonwealth*, 1895, vol. II, p.5.
- (11) Dayton David McKean, *Party and Pressure Politics*, 1949, pp.373—74.
- (12) John Adams, *Works*, 1851, vol.X, p.23, Clinton Rossiter, *Parties and Politics in America*, 1960, pp.60—61. Binkley and Moos,
op. cit., p.178.
- (13) Binkley and Moos, *op. cit.*, p.178.

東部沿岸地帯の特権的支配層から成る中央党の支配は、植民地代議院 (Assembly) の社会経済構成に遺憾なく示される。すなわち、革命
直前におけるニューハンプシャー、ニューヨーク、ニュージャージー、メリーランド、ヴァージニア、そして南カロライナの六つの植民地代
議院は、共通の性格を有している。それは富裕もしくは富豪による支配である。ここに富裕というのは、二千ポンドから五千ポンドの価値を
有する財産の所有者であり、富豪というのは五千ポンド以上の価値を有する財産の所有者である。これらの六つの植民地における農民層及び
職人・労働者層は投票者の三分の二ないし四分の三を占めていたにもかかわらず、彼らが、自己の利益を代弁させるために、自己の階層のな
かから代議員を選ぶことは稀であったといつてよい。五名の代議員のうち一名だけが彼らの階層から選ばれたにすぎない。代議員の三分の二
以上は東部沿岸地帯の大商人、法律家、あるいはその他の専門知識層であり、残りの大部分はプランターであった。例えば、ニューハンプシ
ヤーの場合、一七六五年の代議員全員が東部沿岸地帯から選ばれており、大商人と法律家が代議員の多数を制し、他は四名の医師、数名の製
造業者と製粉業者であった。ニューヨーク州の場合には、東部沿岸の大商人とプランターが代議員二八名のほとんどを占有しており、ニュージ
ヤージーの場合には一七六一年の代議員一〇名の半数を大商人と法律家が制している。メリーランドの場合には、記録に残されている一七六
五年の代議員五四名のうち一名の辺境の居住者を除き全員が東部から選ばれ、その大部分がプランター、法律家、大商人である。同じくヴァ
ージニアもまた南カロライナも、ともに東部沿岸地帯の出身者が代議員のほとんどを制し、彼らはプランター、大商人、法律家によって占め
られていた。こうして、六つの植民地人口全体の僅か一〇%に足らずの「富裕もしくは富豪」(well-to-do or wealthy) が代議員全体の八五%以

上を占有していたのである。また植民地社会における階層間の流動性が高くなお動的であったことは、社会経済的階梯の上位者の三〇%が、彼ら自身の奮闘の生活によってその地位を獲得したという事実を示される。しかし、それ以上の比率の上位者が、名門の出身であったことも争えない。植民地時代を通して特権的支配層が牢固として存在し統治権を固く掌握していた事実は否定すべくもなう。(Jackson Turner Main, "Political Consequences of the Revolution: Government by the People: The American Revolution and the Democratization of the Legislature" in Frank Otto Gatell, Paul Goodman, Allen Weinstein, *The Growth of American Politics*, 1972, pp. 74—82.)。植民地時代におけるこうした寡頭的支配が「東部沿岸地帯による貴族制」(the seaboard aristocracy) (H. Agar, *op. cit.*, p. 3.)と称される所以である。このようないわゆる「人民の代表」である特権的支配層は、もちろん、選挙民全体の社会経済的構成の正確な断面図を表象しているわけではない。単に彼らは社会の上流階層の部分を代表しているにすぎない。こうした植民地の支配層は、その統治構造に民主的部門を設置し、彼らの多数者はそうした民主的部門の代議院をより強力なものとすることを期待していたにもかかわらず、彼らは民衆(the demos)が現実に統治すべきであるとは夢想もしていなかったといつてよい。このことは、いわゆるホイッグ思想(the Whig theory)が植民地時代には少くとも公然と挑戦を受けることがなかったという事実を示されよう。(J. T. Main, *op. cit.*, p. 76.)人民の掌中に権力を集中せしめることを擁護する民主主義思想は、一七七四年以前には見出すことが困難であった。従って、思想を表明し得る植民地人の多くは、僅かの民主主義でも貴族制と王制の均等な部分によって均衡されねばならないとする限定的民主主義観、いいかえればホイッグ思想の信奉者であったといつてよい。こうして、無制約の民主主義は一樣に非難されたのである。例えば、一七六四年に、「ニューポート・マキェリイ」(The Newport Mercury)への一寄稿家は、だいたい次のようにいつてゐる。(Ibid., p. 76.)すなわち、国家の揺籃時代には、「その住民が数少く高潔であり、しかも独自の自由の観念もしくは宗教心によって結合しているならば、すべての権力が人民に帰属されてよい。そしてそのとき、政体は純粹に民主的なものとなるであろう」。しかし、国家が成熟の域に達したならば、権力は人民の統制から隔離されねばならない。なぜなら、歴史は人民が「節制ないし英知をもって団体的に行動し得ないこと」(incapable, collectively, of acting with any degree of moderation or wisdom) (Ibid., p. 76.)を裏証しているからである。ここに示されるように、植民地の理論家は、ある程度の民主的要素が政体に必要であることを承認しつつも、民衆が現実に参加することを決して望まなかつたのである。従って、貧者は全く投票権を奪われ、投票権を有する一部の民衆ですら、彼らを十分に代表し得るだけの豊かな優れた人々を選ぶことを期待されたのである。それ故に、メリーランドの一職者は、代議員の成員は、「財産資格を有し学識に優れてゐる」(Able in Estate, Able in Knowledge and Learning) (Ibid., p. 76.)と主張し、非常に多くの「矮小な成り上りの取るに足らぬ、それでいて恰も統治能力があるかのように装う連中」(little upstart insignificant Pretenders) (Ibid., p. 76.)が公職を獲得しようと努めていると慨歎したのであった。彼によれば、「小店舗をかまへ、オスナブリックス・ニールの価格を数え、せいぜい煙草の葉の品質を判定することしかできない連中」(the creature that is able to keep a little Shop,

rate the Price of an Ell of Osnabrigs, or, at most to judge of the Quality of a Leaf of Tobacco) (*Ibid.*, pp. 76—77.) は、彼らがいかなる政治上の主義主張を抱こうとも、政治家に不適切なのである。このように、大部分の人民に統治能力はなく少数のエリートのみが人民を統治すべきであるとする信条は、ホイッグ思想の核心を形成し、この思想の最も反民主主義的性格を形づくるものであった。(*Ibid.*, p. 77.) それ故に人民による人民のための政治という機会は、独立革命をまっぴらに始めて開花したといつてよい。

他方、植民地時代、政権から疎外されいわば野党の地位にあった地方党は、革命後、著しい政治的進出をみせるに至った。そのことを、前述の六邦についてみるならば、次のようになる。(*Ibid.*, pp. 89—92.) すなわち、六邦における立法部の構成内容の変化は、もとより邦ごとに異なる。その変化の程度は、ヴァージニアやメリランドのごとき穏健なものからニューハンプシャーやニューヨークのように急激なところまで、様々である。しかし、各邦においてはほぼ同一の過程が進展したことは否めない。「投票者は、革命戦争以前よりも多くの代議員を選出し、ことに新たに移住された地域は、相当数の代議員を確保することに成功した。政治権力の所在は、東部沿岸から西部内陸へと移動したのである」。(*Ibid.*, p. 89.) こうして、人民が富貴権勢を誇る人々を選出する慣行は、ここに終熄したといつてよい。六邦における立法部の富豪代議員の比率は、それ故に、革命の以前と以後では四六%から二二%へと、植民当初からの伝統的な名門出身の代議員も同じく四〇%から一六%へと、それぞれ著しく低下している。もちろん、富裕層以上の代議員も依然として議席を占めている。しかし、その比率は、革命前の全体の五分の四から二分の一へと減少している。マサチューセッツにおいても、富豪もしくは富裕の代議員の比率は、一七六五年の五〇%から一七八四年の二一・五%へと低下した。人民は、次第に通常の小農民層あるいは職人・労働者層から代議員を選出しはじめたのである。革命前、彼らは、五名の代議員のうち一名以下の比率にすぎなかった。しかし、革命後、彼らの勢力は伸張し、北部諸邦における下院の多数を制し、諸邦全体でも議席占有率を四〇%以上にも高めた。こうした邦立法部に生じた変化の規模の一端は、革命後における南部諸邦の代議員の財産が、革命前の代議員のそれに比較し、凡そ二分の一に半減している事実に見われよう。同じく微賤の生れの代議員の比率が革命前の二倍に達している。「いわゆる人民の一部でありまた一部であった人々は、全代議員の三分の二に達した。明らかに投票者は、特権的支配層のエリートのなかから代議員を選ぶことをやめ、代って彼ら自身の同輩のなかからこれを選びはじめたのである。こうした趨勢は、とくに北部では、既に植民地時代にはじまっていた。そして、いまや、この趨勢は、立法部にはほとんど革命をもたらすほど、劇的に増大したといつてよい」。(*Ibid.*, p. 91.) このような過程は、革命後をはじめて代議員を選出することを許容された地域はもとより、革命の前後を問わず、代議員を選出してきた地域にも、均しく妥当するものであった。例えば、ニューハンプシャーの場合、邦下院は、革命後、その規模を二・五倍に拡大し議席を八八に増やしている。一七八六年の時点において、少くとも彼らの五〇%は自営農民であり、これに職業不詳の代議員を加えるとその比率は七〇%へと飛躍する。従って、一七八六年の新しい立法部の圧倒的多数は、五〇〇ポンドから二千ポンドまでの価値を有する中規模の財産を有する普通の農民から構成されていたといえよう。ニューヨークの場合、一七六九年当時の代議員の半数は大商人と法律家であったが

一七八五年に至り、彼らの議席の占有率は三分の一以下に減少した。同じく富豪代議員の比率も四三%から一五%に下落する。他方、中規模財産の所有者である代議員は、この同じ期間に七分の一から二分の一に急増している。一七六九年に、二八名の代議員のうち一〇名を占めた名門出身者は一七八五年においても同数を保ち得た。しかし、邦下院の規模は、この間に二倍に拡大しており、実質的には、その占有率は半減したということであろう。「総じて、植民地時代には、二分の一ダースの代議員を供給したにすぎなかった小農民・職人・労働者層の中流階層は、いまや現実に邦下院の多数を制するに至ったのである」。(Ibid., p.85) ニュージャージーの場合、邦下院は議席数を二〇から三九に増大せしめた。「革命戦争以前、議席の四分の三を占拠していた富裕な人々から成る経済的上流階層は、その支配力を喪失したことを悟った。事実、一七八五年の邦下院における代議員の四分の三は、単なる中規模の財産所有者にすぎなかった」。(Ibid., p.86) 革命以前における典型的な代議員は、少くとも一〇〇〇エーカーの土地所有者であった。ところが、一七八五年においては、土地所有者の中央値は凡そ三〇〇エーカーに低下したのである。大商人及び法律家は邦下院からほとんど姿を消し、僅か六議席を保有するにとどまる。かつて植民地代議員の三分の二を制していた植民地時代における名門出身者は、いまや全代議員の八分の一にまで減少している。メリーランドの場合、一七八五年に、西部諸郡からの若干の代議員を加え、その数を七四に増加せしめた。革命後における代議員の経済的構成の最も明白な変化は、大土地所有のプランターが中規模の財産所有者である農民に代替したことである。もしプランターを少くとも五〇〇エーカーの土地と二〇人の奴隷とを有する土地所有者と定義するならば、一七六五年に、彼らは、植民地代議員の五七%を占めていた。しかし、一七八五年には、その比率は三六・五%にまで落ちていた。しかし、農民は一八・五%から二八%へと増大している。革命戦争以前に議席の三分の二を支配していた富豪は、戦後、僅かその六分の一を辛うじて維持していたにすぎない。ところが、中規模の財産所有者は五分の一から三分の一へと増大している。また名門出身者は、その勢力を半減するに至った。ヴァージニアの場合、プランター勢力の退潮は隠せない。プランターは、革命前と同じく邦下院の支配権を掌握していたとはいえず、その勢力は六〇%から五〇%へと減少している。しかし、農民の勢力は一七七三年の一三%から一七八五年には二六%へと倍増している。また富豪代議員は、革命前の二分の一から四分の一へと凋落している。さらに名門出身者は、支配的地位を失う反面、代議員の多くが微賤の生れであった。「プランター階層は、依然邦下院の統制力を保持し続けていたとはいえず、人民は富豪よりも富裕のなかから代議員を選出しはじめ、また少くとも四名の代議員のうち一名は、普通の市民であった」。(Ibid., p.88) 最後に南カロライナの場合、革命後、議席数は四倍に増大した。一七六五年には、大商人、法律家、そして医師から成る都市の上流階層は、議席の占有率三六%であったが、一七八五年には二〇%へと減少している。また富豪代議員の勢力の後退も著しい。一七六五年には、その財産が公知されている人々の五分の四を構成していた彼らは、二〇年後には三分の一にまでその比率を下げていた。革命以前の植民地代議員には、中規模の財産所有者は、一人も存在していなかったといわれているのに対して、革命後の邦下院には、彼らの数は五〇名に達し全体の凡そ三〇%を占めるに至った。加えて、名門出身者もその数を減じている。革命以前には、代議員八名のうち七名までが、さらに彼らの両親の三分の

二以上について、必要な情報入手し得たのに対して、革命以後の代議員については、三〇%までがこれを入手し得るにすぎない。彼らの面親に至っては、ほとんど資料が不足している。このことから、革命後における普通人の進出を覗うことができるであろう。(Ibid., pp.83—90.)

なお、九〇〇名に及ぶ革命前及び革命後の六邦の代議員の財産状態について調査したところにしたがい、代議員の経済的地位を因によって示すならば、次のようになる。(Ibid., p.90.)

代議員の経済的地位		N.H.	N.Y.	N.J.	Md.	Va.	S.C.
革命後(%)	28	42	30	17	26		
革命前(%)	52	36	12	22.5	12		
革命後(%)	12	26	62	18	55		
革命前(%)	36	47	17	43	23		

豪裕流人
富富中大法農

六邦の立法部に生じた以上のような変化は、この間に、旧来の植民特許書をそのまま憲法としたコネティカットやロードアイランドを除き、ペンシルヴェニア、北カロライナ、そしてジョージアの各邦にも同じく生じていた。このように革命を境に、政治の主導権は、特権的支配層の中央党から一般民衆を代表する地方党へと移行したといつてよい。革命後、中央党から地方党への政権の交替が起つたと考えてよからう。(Ibid., p.83.)

こうした革命後における人民の政治的進出は、民主主義思想を擁護する識者にとってまさしく歓迎すべきところであった。彼らは、人民による新しい政治を弁護するために立ちあがりはじめたのである。例えば、ジョージア州における一新聞記者は、一七八九年に邦の代議員が「微賤の生いたちに満足していることが彼らの利益となるとこれまで考えてきた人々の階層の出身」(taken from a class of citizens who hitherto have thought it more for their interest to be contented with a humble walk in life) (Ibid., p.92.) であることを卒直に喜び、続けて富者がこの邦に立入らないことを希望している。なぜなら、一七七五年に投票権への財産所有の資格要件を廃止したジョージアは、「既知の世界における最も完全な民主主義の状態」(the most complete democracy in the known world) (Ibid., pp.92—93.)にあるからである。そして彼は、この状態は経済的平等性によってのみ維持されるであろうと付言している。またマサチューセッツでは、早くも一七七五年に「デモクリトウス」(Democritus)と称する匿名の識者が、投票者に対して「誠実な勤勉によって生計を得ることを学び、彼らの公共活動に対して賃金を支払う雇傭者(「人民」と同じく少い収入で満足する人々)を選出すべきこと」を主張している。続けて、「もし諸君の利益が十分に代表されたいと願うならば、財産に関しては中位の状況にある人物を選ぶべきである。もし彼がそれを自らの勤勉によって獲得したとするならば、それだけよりよい結果が得られよう。もし彼が通常の分別を備えているならば、彼は貧者の必要とするものをよく知り、社会がどの程度の公共の負担に堪え得るかについての確な判断を下し得るからである」と述べている(Ibid., p.93.)。同じく「一農民」(A Farmer)と称するコネティカットの一識者は、人民が常に正確な判断を下すというのはまさしく格言であると大胆に宣言し、政治はそれほど困難なものではなく常識によってそれを理解し得ると説き、すべての自由人はすべて立法者であると論じたのである(Ibid., p.93.)。革命後における人民の政治的進出は、まさに彼らの時代の到来を告げるものとおもわれた。こうした支配層の交替は、いかえれば中央

党から地方党への政権の移行は、非難されるにせよ、また称讃されるにせよ、否定し難いところである。もとより、これによって、特権的支配層による寡頭制ないし貴族制が諸邦から全く消滅したわけではない。しかし、人民にとっては、彼らの著しい政治的進出を許容する一つの革命が生じたのである。一七七六年に新たに選ばれたヴァージニア邦下院について、R・アトキンソン (Roger Atkinson) という一識者は、讃辞を呈している。彼によれば、新しい邦下院は、「私が以前に見聞した幾つかの植民地代議院のように全く上等の衣裳をまとっているのもなければ、上品な教養を身につけているのでもなく、また上流階層に生れついたのでない、全く普通の人々から構成されていた」。しかし、彼はこのような邦下院に好感を抱いた。「彼らは、人民の代表者である。そして人民は総じて常に正しい。人民の代表者である彼らは質朴であり、したがって身を飾りたてることも少い。しかし、私は、廉直で真摯であり術策を弄することの少い彼らを、全面的に信頼する。私は、人民がこうした実直な人々を常に選出し得るだけの徳性と英知とを常備しておくことを切望する」。(Ibid., p. 93.) このように、少くとも一時的であったにせよ、民主主義の制覇がもたらされるかのようにおもわれたのである。

(14) 辻清明「社会集団の政治機能」近代国家論 第二部 機能、一九頁、二五頁。

(15) ベーコンの反乱というのは、当時のヴァージニア州の苛酷な総督W・バークレイ (William Berkeley) の治下において起った事件である。すなわち、ヴァージニアでは、一六七〇年以降、土地を所有しない無産者には投票権は与えられておらず、たとえ投票権を有する場合でも、彼らは植民地代議院に過少代表されていたにすぎなかった。植民地代議院には彼らの有力な味方が存在していなかったといつてよい。それ故に、西方の辺境にある貧しい彼らは、市場から離れた彼らの土地の生産物を、収税官の要求するような正貨もしくはタバコに換えることが現実には不可能であるような状況の下に置かれていたにもかかわらず、重税を課せられたのである。彼らは、こうした重税の代償として、インディアンの襲撃に対する保護を総督及び彼を支持する東部先住民移民群に要請した。けれども、西部の辺境という緩衝装置の背後にあってインディアンからの危険を免れている東部先住民移民群は、彼らの要請を常に黙殺したのである。そればかりか、総督は、西部辺境民である彼らが、広野に奥深く進入し、インディアンの秩序を騒擾し、東部先住民移民群が独占しているインディアンとの毛皮取引の利益を阻害したことを理由として、彼らを激しく非難するに至った。総督及び東部先住民移民群のインディアン政策は、インディアンと白人との境界線を安定化し、土地を渴望する西部辺境民の掠奪から原住民であるインディアンの土地を保護することを目的としていた。この政策の意図するところは、その限り、確かに合理的であり十分首肯し得るところである。けれども、それは、他面、インディアンに刺戟を与えずに毛皮取引を円滑に進める効果をもっていたことも事実である。この意味で、こうしたインディアン政策は総督及び東部先住民移民群に有利であったことは否定し得ない。このように、西部辺境民は、とみに不利な立場に置かれ、その結果、彼らの挫折感、そのうっ屈をバネとして快適な東部沿岸地帯の居住者にはとうてい理解し難い激烈な反抗を導いたのである。その発端は、辺境の若い農園主N・ベーコン (Nathaniel Bacon) が、インディアンの襲撃を受けてその傭人が殺されたのに対してその復讐のために独力で遠征を行い、その主要な砦を破壊し、インディアン一五〇名を殺害したことに求められる。こうした

ヘーコンの遠征は、総督からは違法な反徒と看做された。しかし、ヘーコンは、逆に植民地人の衆望を集め、民衆の指導者として数ヶ月にわたって総督に対する反乱を続けたのである。(W. E. Binkley, *American Political Parties: Their Natural History*, 1958, pp.3—6. Bernard Bailyn, "The Beginning of American Politics: Politics and Social Structure in Virginia" in F. O. Gatellat, al (ed.), *op. cit.*, p.20.)

(16) W. E. Binkley, *op. cit.*, p.6.

(17) 辻清明 前掲論文二四—二五頁。

(18) 高木八尺 「米國政治史の研究」九頁。

(19) J. Bryce, *op. cit.*, pp.5—6.

(20) *Ibid.*, p.5.

(21) *Ibid.*, p.5.

(22) *Ibid.*, p.6.

(23) *Ibid.*, p.6.

(24) Binkley and Moos, *op. cit.*, p.29.

(25) 憲法制定会議の代議員は、一七八七年におけるアメリカの諸利益を幾分歪曲した形で代表していた。少くとも彼らは当時における諸利益を正確に代表していたわけではない。憲法の最終草案に署名した三九名のうち三五名までが、東部沿岸地帯の居住者であった。それ故に、憲法は、東部沿岸諸利益の所産であったということができよう。一七八一年二月二一日付の連合会議による憲法制定会議への招請を拒絶したロードアイランドを除く一二邦の代議員五五名の社会経済的構成を典型的に示すならば、次のようになる。(S. E. Marison et al (ed.), *op. cit.*, p.244. Irving Dillard, "Building the Constitution" in Winston Solbery (ed.), *Federal Constitution and the Formation of the Union of the American States*, 1937, p.14.)

彼らは、東部沿岸利益のなかでも商業利益を代表する保守的富裕層に属していた。彼らの平均年齢は四五歳の成熟段階にあり、激情にかられる年齢でもなければ思想的に硬化をきたす年齢でもなかった。彼らの教育水準は高く、三一名が大学卒業者であり、そのなかにプリンストン九名、エールとウイリアム・アンド・メリーが各々五名、ハーヴァード及びキングス・カレッジ(コロンビア)がそれぞれ三名など、東部名門大学出身者が含まれている。職業別では、法律家三〇名、貿易業者等の大商人、製造業者が一三名、プランター一〇名、前高級軍人が数名、医師三名など、変化にとんでいる。宗教的には新教の数派が圧倒的多数を占め、僅か二名の旧教徒と自然神教徒(Deist)が存在したにすぎず、公然たる無神論者は皆無であった。また西部奥地における辺境民、農民層、それに都市における職人・労働者層の代表は、いずれも出席していなかった。このような代議員全体の構成内容は、もとより周到に意図され作爲されたことの結果ではない。地方党の指導者も代議員

に指名されたにもかかわらず、それを拒絶したり(ヴァージニアの D・ハンリー (Patrick Henry)「あるいは国外に滞在していたために」T・ジェファソン「出席する」)が事実上不可能であったにすぎない。

- (26) John P. Roche, "Making the Constitution: The Founding Fathers: A Reform Caucus in Action" in F. O. Gatell et al (ed.), *op. cit.*, p.123.
- (27) Binkley akd Moos, *op. cit.*, p.33. W. E. Binkley, *op. cit.*, p.27.
- (28) 八月三日の発言 J. P. Roche, *op. cit.*, p.123.
- (29) *Ibid.*, pp.125, 126.
- (30) Binkley and Moos, *op. cit.*, p.33.
- (31) W. E. Binkley, *op. cit.*, p.27.
- (32) *Ibid.*, p.27.
- (33) *Ibid.*, p.27.
- (34) *The Federalist*, No. 37, *op. cit.*, p.177.

同じくハンミルトンも「ザ・フェデラリスト」第八五篇のなかで「不完全な人間が完璧な仕事をするとは期待すべくもない」と述べ、憲法の不完全性を卒直に承認した後に「しかし、この憲法は「その個々の部分は必ずしも完全ではないにしても、全体として眺めた場合、満足のゆくものである。憲法は「この国における現在の見解と状況の下で認められる最良のものである」と記している。(Ibid., p.448.)

- (35) Julian P. Boyd (ed.), *The Papers of Thomas Jefferson*, 1955, vol.13, p.442.

なおジェファソンは、一七八七年十二月二〇日付のマジソン宛の書翰、一七八八年五月二〇日付のワシントン宛の書翰、一七八八年七月三日付のマジソン宛の書翰、一七八九年三月一八日付の D・ハンフリーズ (David Humphreys) 宛の書翰のいずれにおいても、一方に、憲法に対する深い満足を表明しながらも、他方に、権利章典の欠如、公職交替制の不在、とくに大統領の再選の二つの点に強い不満を訴えている (Ibid., vol.12, pp.438—43, vol.13, pp.128—29, vol.13, pp.440—44, vol.14 p.676—79.)。例えば、ハンフリーズ宛の書翰のなかで、彼は憲法を称讃して、「我々同胞の審議の結果である憲法は、これまで人類に提案されてきた憲法のなかで最も賢明なものであることは、疑う余地がない。この憲法会議が採択した諸利益の調整の幾つかは、たまたま以前に利害を調整する場面に出会い、それがいかに困難であるかを身をもって知っている私には、きわめて満足のゆくものである」と述べている。(Ibid., vol.14, p.674.) けれども、彼はワシントン宛の書翰のなかでは、次のようにいっている。(Ibid., vol.13, p.128.) 「しかし、私は、次の二つの点をどうしても受け容れ難い。その一つは権利章典の欠落である。もう一つは大統領の再選の恒久化である。私がとくに恐れるのは、こうした二つの点が、この公職を終身制のものとし、次い

で世襲性のものにするであろうということである。私は、ヨーロッパに赴任する以前から、王制を極度に嫌悪していた。私は、王制の実態を
まのあたりにみて以来、以前よりも一〇〇〇倍も王制に対して敵意を抱くに至った。ヨーロッパ諸国には、その源泉を国王に求め得ない悪は
ほとんどなく、またこれらの国に存在している僅かの共和主義の性向に由来しない善も、ほとんど存在しないといつてよい。アメリカにおけ
る教区の住民によって教区委員に選ばれるに価するだけの才能や価値をもつ頭腦の持主は、ヨーロッパ諸国の王のなかには一人として存在し
ていないということを、私は確信をもつていうことができる。しかし、私は、大統領職に生ずるこうした変化の危険性が現実のものとなる以
前に、我が同胞の良識と自由の精神が、そうした事態を防ぐために、憲法の修正を必要と認めるよう、期待してやまない。

(36) 高木八尺、前掲書一八頁。

(37) J. Bryce, vol. I, *op. cit.*, p. 29.

(38) 高木八尺、前掲書一八頁。

(39) *Ibid.*, vol. II, p. 3.

(40) 辻清明「シユテッドマン夫妻・投票に現われた不満」前掲書、五五六頁。

第二節 分極化の安定性

政党制度内における分極化の安定性というものは、アメリカでは建国以来今日に至るまで植民地以来の伝統的な二大
政党である民主党と共和党が、それぞれ政権を独占的に交代し、政権獲得能力に恵まれない弱小政党とこれらの二大
政党との間には、その地位に関する不可逆性が成立することである。このことは、アメリカと並んで二大政党制の典
型の国といわれるイギリスで、一九二〇年以前に保守党 (the Conservative Party) とともに二大政党制の一半を形づ
くっていた自由党 (the Liberal Party) が大政党の地位を奪われ、これを労働党 (the Labor Party) に譲ったことと較
べて、きわめて著しい対照を示している。アメリカの二大政党制には、いままでのところ、そうした事例はなく、植
民地時代以来の二大政党がその名称や組織形態に多少の変化がみられたにせよ、現在に至るまで一貫して存続してい
る。この意味で、アメリカの二大政党制は、世界にその類をみない高度の安定性を有する制度といえるであろう。

ところで、二大政党制とは、いかなる政党制度であろうか。制度 (system) を大きな全体の構成要素間における形態化された関係と理解するとき、政党制度は「数種の政党間における共存状態の形態と様式」(the forms and modes of their [several parties] coexistence)⁽¹⁾ ということになる。それは政治社会内における数種の政党の相互関係と機能形態の総体と考えてよい。⁽²⁾ しかし、一般に政党制というとき、そこには通常相関連する二つの基本的前提が予定されている。⁽³⁾ その一つは、政党が何よりもまして選挙組織 (electoral organization) だということである。政党が選挙ごとに選択可能な候補者名簿と、互いに異なる将来における統治の具体的行動計画を提示することによって、実現可能な範囲内にある政権の獲得を目ざして、選挙民の支持と忠誠心の確保とを競争し合うというのが、すなわち、これに当る。従って、ここに視点を固定するならば、いかなる選挙においても勝利の可能性を欠いているにもかかわらず、選挙に際して候補者を擁立し政策綱領を掲げることによって恰も政権を獲得し得る可能性があるかのように行動する弱小政党は、政党制度から捨象されることになる。「いわゆる政党制度は、それ故に、選挙における勝利の実現可能性のある相互に競争的な諸政党だけから構成される」⁽⁴⁾ のである。従って、政党制度の構成単位は、選挙政党 (electoral parties) のみに限定される。さらにもう一つの前提は、政党の他の選挙政党と競争関係にたつて相互依存的に選挙活動を遂行することである。このことは、政党が、孤立的に存在し活動するのではなく、常に他党の存在を意識し、他党の存在と性格とに影響されながら、自己の活動と存在意義とを主体的に形成してゆくことを意味する。というのは、制度とは、構成単位相互における関係と作用の形態化にはかならないからである。それ故に、一つの構成単位の除去あるいは変更は、制度全体を破壊に導くか、それとも新しい制度への転換か、このいずれかを促すことになる。そこで、以上にあげた二つの基本的前提の下に認められる政党制度を比喩的に表現すれば、それは「複数の政党が政治的消费者の忠誠心と支持とをめぐって競争し合う政治市場」(a political market place in which the parties compete for the loyal-

ties and favors of the political consumer)⁽⁵⁾と云ふことにならう。従つて、政党制度の徴表は、政権獲得能力を有する複数の政党の存在とその相互の競争性とに要約できるといつてよい。⁽⁶⁾

通常、政党制度を類別するのに、一党制、二党制、多党制という名称が使われている。この類別は、成功の期待をもつて公職の獲得を目標に競争し合う政党の数に焦点を置き、この角度から政党制度の実態を裁断したその断面図にほかならない。一党、二党、多党というのは、実際に公職の多数を確保し得るだけの政権獲得能力を有する政党の数と、これからの政党間における競争の程度とを示している。⁽⁷⁾従つて、二大政党制とは、現実に政権獲得能力を具備する二つの大政党の間に展開される公職の確保をめぐる競争の体系といふことになるであらう。もとより、二大政党制には、二大政党以外にいかなる政党も存在しないといふのではない。言論・出版・集会・結社の自由が保障される民主制諸国では、幾つかの大政党のほかに、選挙における勝利に恵まれない弱小政党が併存するのが、普通である。こうした大政党と若干の弱小政党とが政治制度の実体を形づくっている。⁽⁸⁾アメリカもこの例にもれない。M・デュヴェルジエ (Maurice Duverger) は、「合衆国には民主党と共和党という二大政党のいわば巨人 (giants) の蔭に、若干の小人 (pigmyes) が身を潜める⁽⁹⁾」と指摘している。従つて、二大政党制は、「二つの大政党と若干の弱小政党が共存しているところの政治の編成」(an organization of politics in which there are two major parties and a number of minor parties)⁽¹⁰⁾と云ふこともできらざらう。

では、二大政党制における大政党と弱小政党とは、いかなる関係にあるのであろうか。それは、二大政党が投票と政権とを實質的に独占しているのに対して、第三党と呼称される弱小政党が政権への途を遮蔽されている事実を意味する。⁽¹¹⁾アメリカにおける第三党がいかに政権から隔離された存在であるかは、二大政党制がほぼ今日のごとき形態を整えるに至つた一八二八年から一九七二年に至るまでの大統領選挙における第三党の平均得票率が、僅か五・六%で

あり、この平均値を越える得票率を示した第三党が、この間に八回の選挙で、一〇党を数えるにすぎないという事実(12)に示されよう。同じくそのことは、第二位の大政党と第三党のなかでの最大政党との間における政権獲得能力の絶大な格差にも現われている。例えば、著しい得票率をあげた第三党の存在しない一九六四年の大統領選挙では、第三党のなかで最高の得票数を示したのは社会労働党 (the Socialist Labor Party) であり、その数値は、凡そ四万五千である。その得票率は〇・〇六%にすぎない。他方、第二位の大政党である共和党の得票数は二七二万七千九百九十九、得票率三八・七%である。この年、共和党は民主党 (得票数四三二万六千五百〇六、得票率六一・一%) に完敗したとはいえ、弱小政党の第一党との間には、なお格段の開きがある。(13) こうして、二大政党の得票総数が六千万から七千万に達し、得票率も九五%を越える現状を考えるならば、選挙における得票率に関する限り、第三党のアメリカ政治への影響力は、多くの場合、黙殺されてよいであろう。(14) こうした第三党の微々たる得票数は、二大政党制に何ら重大なる裂け目を生ぜしめることができない⁽¹⁵⁾のである。第三党は、二大政党の一方もしくは双方に代位し得るだけの、あるいは、二大政党に恒久的に対抗し得るだけの、巨大勢力を、いままでのところ、結集することができない。第三党は単に政治の世界にその名を記録したにとどまる⁽¹⁶⁾。このように、第三党は、政権へのルートからほぼ完全に遮断されているといつてよい。この遮断は、徹底的であるために、第三党は、政権の獲得とその維持を本質目標とする純然たる政党であることをやめ、その運動は特定の問題やイデオロギーを宣伝・弘布するための単なる「教育運動」(educational movement)にとどまっている⁽¹⁷⁾。第三党はアルコール中毒の絶滅、鉄道・基幹産業の国有化、年金制度、医療保護、最低賃金法の制定など、二大政党によって吸収し尽されない不満や特殊問題をとりあげ、これらを世論に訴えることによって社会の注目を集め、世論の成熟をまわって二大政党にこれらの不満や特殊問題の解決策を提示するところの、「不満の媒体」としての役割を演ずるにすぎないといえよう。⁽¹⁸⁾

アメリカ史を通じて、第三党が大政党に脱皮した例は、いままでになく、大政党が弱小政党に零落してしまった例も、これまでに聞かない⁽¹⁹⁾。アメリカにおける二大政党による政権の独占は、まさに決定的である。二大政党は、大統領選挙はもとより、一握りの議席を除いて上下両院をも制圧している。さらに二、三の例外を別にすれば、二大政党は州知事もその傘下に収め、州立法部の両院も全面的に、あるいは、ほぼ全面的に、その統制下に置いてある。無党派投票 (non-partisan ballots) が、広く採用されている都市の段階に至ってはじめて、二大政党による政権の独占は、多少緩和されるにすぎない。二大政党制がアメリカにおける最も強固に確立された制度の一つとして、「アメリカ政治における難攻不落の地」(the Rock Gibraltar of American politics)⁽²⁰⁾と称される所以である。

アメリカにおける二大政党制をこのように安定化せしめ、第三党の進出を至難にする条件とは、何であろうか。それには様々なものが考えられよう⁽²¹⁾。例えば、社会経済生活の全国化・マスメディアの発達・二大政党の全国的なイメージと指導者の優越などによってもたらされた第三党に固有の地域中心の支持基盤の相対的弱体化、選挙の勝利者間に配分不能の単一行政部の存在、第三党における組織の弱体性と資金の不足⁽²²⁾、それにイデオロギー中心の第三党にみられる党の原理をめぐる解釈から生じた内部分裂と、それに基づく党勢の衰退、などがあげられる⁽²³⁾。

けれども、今日、第三党の政治的進出を積極的に阻む最大の障害は、法制上の制約である⁽²⁴⁾。ここに、法制上の制約というのは、第三党の政党としての存在と活動そのものが、各州における選挙法によって、厳しく制約されている事実を指す。すなわち、アメリカでは、一八八八年に、オーストラリア式無記名投票制 (the Australian ballot system)⁽²⁵⁾が、マサチューセッツ州に、はじめて導入され、以来十年をまたがずして全州に普及するに至った。この制度の下では、いずれの政党の候補者名を公式の投票用紙に記載すべきかを決定するために、各州が、政党の資格要件を法定する必要がある、新たに生じたのである。以来、今日に至るまで、政党とは、各州が各々の法律によってその資格要件を規定

したところの、政治結社である。こうして、アメリカにおける政党は、一端において、言論・出版・結社・請願の自由を意味する「アメリカ国民の市民的自由の十戒における最大の権利」(the greatest rights in the decalogue of American civil liberties)⁽²⁶⁾に基づき、「私人によって結成された自発的結社」(a voluntary association of private persons)⁽²⁷⁾として出発した。けれども、他端において、アメリカの政党は、その資格要件をはじめ、組織構造、機能様式、指名機関、選挙機構、選挙運動、そして財政に至るまで、その全生活領域を、巨細にわたり州による法的規制の対象とされたことによって、単なる私的結社の域を越え、「法的に確認された統治機関」(a legally recognized organ of government)⁽²⁸⁾としての公式上の地位を取得し、公共性を帯びるに至ったのである。アメリカの政党が、「選挙の組織化と運営とを目的とした州の法定機関」(a legally organ of the state for purpose of organizing and conducting elections)⁽²⁹⁾と称されるのは、アメリカの政党には、こうした公共的側面が存在するからにはかならない。

それ故に、アメリカにおける政党が、自己の存在を主張するためには、何よりも、各州の定める政党の資格要件を満たさなければならない。こうした要件を充足してはじめて、政党は、候補者の指名と選挙という自己に本質的な活動の展開と、政党としての自己の存在の公式承認とを、確保することができるのである。

こうした政党の資格要件を定めた各州の選挙法は、その規制内容において多彩である。⁽³⁰⁾けれども、各州における政党の資格要件の規制の仕方は、凡そ二分されるといってよい。第一は、最近の州知事選挙においてその投票総数の五ないし一〇％に相当する数の投票を、政党として法的認定を受けようとする政治団体の候補者が獲得した場合、その団体を公式の政党と認め、その党名と候補者名とを投票用紙に記載する方法である。第二は、一定数の有権者による結党請願の署名を条件とするものである。新党結成の場合、通常、この第二の方法が用いられる。そしてこれによって結成された新党がさらに第一の要件を満たしたような場合には、次期選挙における投票用紙にその候補者名を自動

的に記載されることになる⁽³¹⁾。例えば、最も標準的とされるオハイオ州の選挙法によれば、前回の州選挙でその州知事候補が州知事選挙の投票総数の少くとも一〇%を獲得した場合、あるいは前回の州選挙で州知事選挙の投票総数の少くとも七%に相当する数に等しい有権者が結党の意思を宣明した請願書を選挙当日の少くとも九〇日以前に州当局に提出した場合、このような有権者の集団を公式の政党として認定することになる。他の諸州における政党の資格要件もほぼこれに準ずるといってよい⁽³²⁾。こうした資格要件を二大政党が充足することは、もとより何の困難もない。二大政党の党名と候補者名とは、各州の投票用紙に無条件的に記載される。しかし、第三党が、こうした要件に適合するとは、決して容易でない。それは、彼らの進出を妨げる険阻な障壁としてたちはだかる。

けれども、政党の資格要件を規定した各州の選挙法は、必ずしも当初から第三党の進出に対する障壁として作動したわけではなかった⁽³³⁾。オーストラリア式無記名投票制の初期の形態の下では、第三党や無所属の候補者は、比較的容易に投票用紙に記載され得たといつてよい。第一次世界大戦以前より、第三党や無所属の候補者名を投票用紙に記載するために最も一般的に用いられた方法は、請願によるものであり、四州を除くすべての州でこの方法が採用されていた⁽³⁴⁾。この場合、請願書に必要とされる有権者の署名数は、ミシシッピ州の五〇からネブラスカ州の前回の州選挙における州知事職への投票総数の一〇%に至るまで様々であったが、通常、署名数はそうした投票総数の一ないし二%にすぎず、また請願書の提出期限も、例えば、コネティカット州の選挙当日の少くとも三週間以前というように、ほぼ穏当なものであったといつてよい。元来、提出期限は、一方において州当局に候補者名を投票用紙に印刷するだけの十分な時間的余裕を与えると同時に、他方において二大政党の州大会ないし全国大会で指名された候補者を不満とする二大政党の分派や新党に独自の候補者の指名とその投票用紙への記載を許容するための、二つの意図にたつて規定されたものにほかならないからである。こうして、この時期に第三党の候補者が、さしたる困難もなく投票

用紙に接近し得たのは、公衆、裁判所、そして州当局の三者が、選挙法に内在する立法意図を、「至便かつ廉潔な選挙」(expedient and honest election)⁽³⁵⁾を保障するためのものとして、均しく解釈していたためと考えてよい。それ故に、第三党の候補者名が、投票用紙に記載されるためには、請願書への有権者の署名は、最小限で十分であったし、また候補者名を印刷し、それを公表するに十分な時間的余裕を基準として請願書の提出期限も定められていたのである。少くとも第一次世界大戦以前には、至便かつ廉潔な選挙の運営を目ざすという、選挙法規のいわば積極面は、いって濃厚であったといえよう。

ところが、第一次世界大戦後、革新主義(Progressivism)⁽³⁶⁾の高潮を背景として、第三党の著しい進出が危惧されるに及んで、二大政党による自己利益のためにする選挙法の操作が、開始されたのである。ここに、選挙法規は、党派的观点による運用というその消極面を一挙に前面に押しだすに至った。すなわち、諸州における政権をほぼ独占している二大政党は、その法制上の特権的地位を擁護し、第三党の躍進を牽制する観点にたつて、相互に協力し合い、諸州の選挙法を、自己に有利なように、状況の推移に即応して弾力的に改廃・解釈・適用するに至ったのである。二大政党による「法機構の運用」(the usage of legal machinery)⁽³⁷⁾と呼ばれる現象が、これに当る。その結果、第一次世界大戦後、「まさに二、三年の間に、選挙法は、能率的かつ廉潔な選挙を推進すべきことを内容とするその立法意図をさらに前進させるものとしては、到底正当化し得ないような多くの変化を蒙った⁽³⁸⁾」のである。こうして、諸州における選挙法は、その当初の意図から大きく逸脱し、第三党の進出を抑止する制動機的作用へと、その規制方向を転換し、以来今日に至るまで、この方向を堅持し続けている。従って、今日では、こうした第三党に対する法制上の制約は、きわめて苛酷といえることができる。これは、次の四つの局面に現われている。

その第一は、政党資格要件の錯雑化である。例えば、全郡一〇二のうち、少くとも五〇の郡の各々から、二〇〇名

以上の有権者の署名を含む二万五千の署名を請願書に要するという、イリノイ州の資格要件が、これに当る。これと同種の複雑な手続を具備する請願書の州当局への提出を、新党結成の条件としている州は、現在、三七に達している。こうした煩雑な政党資格要件が、第三党の進出を阻む障害であることは、改めて指摘するまでもない。一九二四年のR・M・ラフォレット(Robert M. LaFollett)の革新党(Progressive Party)についてこれをみるならば、革新党は、大統領選挙に臨んで、諸州の選挙法規が、彼らの進出にとって「ほとんど克服不能の障害」(almost insuperable obstacles)⁽³⁹⁾である事実を、実感として意識するに至った。

すなわち、二四年の大統領選挙に際し革新党の候補者名を投票用紙に記載することは、ジョージア州とヴァージニア州ではさして困難ではなかった。そこでは、単に立候補の州当局への通告のみが、記載要件とされたからである。同じくテネシ州でも、革新党は、請願書に必要な一五名の有権者の署名を難なく獲得し、投票用紙への記載資格を容易に取得し得たのである。ところが、その他の州では、革新党は、投票用紙への記載資格を確保するために、至難かつ煩雑な手続の履行を迫られるに至った。例えば、ネヴァダ州の請願書は、前回の大統領選挙でこの州において投ぜられた総票数の一〇%に当る数の有権者の署名を要件としていたし、フロリダ州では、請願書は、五四の郡のそれぞれに提出され、しかも、各郡に提出される請願書には、少くとも二五名の有権者の署名を必要とするという、複雑な記載要件を備えていた。こうした煩瑣な政党資格要件が存在したにせよ、革新党は、ともかくこれらを乗り切り、すべての州の投票用紙にその候補者名を記載せしめることに成功した。けれども、数多の州当局による、従って実体的に二大政党による法機構の運用と選挙法規の技術性とは、互いに微妙な陰影を投げ合い、複雑に響き合っており、既に全国を通じて著名であった革新党の名称を、全州にわたって使用することを容認しなかったのである。それ故に、二四年の大統領選挙における革新党候補ラフォレットの得票は、革新党、独立革新党(the Independent-Progressive Party)

社会党 (the Socialist Party) 無所属など、諸々の名称をもつ政党に対して投ぜられた票数の総和であった。

第二は、請願書署名者の資格限定である。これは、州当局の裁量行為を通して、請願書の署名者を、いずれの二人政党に対しても厳正中立の態度を保持する純然たる無所属の有権者のみに限定することを意味する。こうした資格限定によって、第三党は、全成年人口の四分の一にすぎない相対的に少数の有権者のなかから請願書に必要な署名を収集することをよぎなくされ、過重な負担を課せられるに至ったのである。このような州当局の裁量行為によって署名者資格を限定された第三党の具体例として、二四年の革新党及び四八年におけるH・ウォーラス (Henry Wallace) の同じく革新党 (Progressive Party) をあげることができる。すなわち、二四年の革新党の場合、例えばルイジアナ州における州当局は、いずれの政党に対しても厳正中立の態度を堅持する無所属の有権者の署名のみが革新党の請願書を有効ならしめると裁決した。ところが、ルイジアナ州において革新党として法的認定を受けようとしたラフォレット・ホイラー組織 (the LaFollette-Wheeler Organization) の請願書は、主として民主党員として登録されている有権者の署名を集めたものであった。それ故に、ここでは、州当局が選挙法規を厳密に解釈することによって、ラフォレット・ホイラー組織の請願書を無効と判断し、この組織に政党としての資格を認定しなかったのである。

さらに、四八年のH・ウォーラスも、二四年のラフォレットと同様、州当局による恣意的ともおもわれる選挙法規の解釈・適用から生ずる困難な状況に直面しなければならなかった。この状況は、西ヴァージニア、イリノイ、そしてオハイオの三州の場合に、如実に示されている。

まず、西ヴァージニア州における選挙法規は、明らかに、第三党の進出に対する抑制に焦点を結んで、新党の結成に必要な有権者の署名数は、新たに結成される政党の党員数と一致しなければならないことを、要件としていた。従って、この要件の下では、ウォーラスの請願書への署名者は、すべて一様に、革新党員と看做されることになる。そ

のため、彼の請願書への署名者は、西ヴァージニアにおける州や地方の重要な選挙の帰趨が、事実上、そこで決定されてしまう民主党予備選挙には、当然、参加し得ないという深刻な事態に逢着する。こうした理由から、民主党支持の有権者のなかから、ウォーラスの請願者への署名を拒絶する者が、続出するに至ったのである。その結果、ウォーラスの革新党は、民主・共和両党のいずれに対しても、厳正中立の立場を守るところの、相対的に少数の無所属の有権者のなかから、署名を収集しなければならぬという窮境に陥ったのであった。

次に、イリノイ州においても、ウォーラスの新党結成の努力は、挫折せしめられた。すなわち、革新党は、この州における政党資格の法定要件を遙かに越える七万五千名の有権者の署名を、請願書に集積することに成功した。しかし、州選挙管理委員会 (the State Electoral Board) は、革新党に対して、政党資格を認許しなかったのである。その理由は、二つの点に求められる。第一は、州当局が、二大政党のいずれかの予備選挙に投票した有権者は、革新党の請願書に署名し得ないと裁定した点である。第二は、州当局が、請願書は、幾つかの郡において、法的に有効な署名数を確保していないと認定した点である。これに対して、革新党は、ただちに州当局の裁決を不満とし、こうした裁決は憲法修正第十四条における法の保護の平等の保障条項に違反し、二万五千名の有権者の署名を請願書に与えたクック郡 (Cook County) 及びその他の人口稠密な四八の諸郡の住民を不当に差別するものとして、裁判所に提訴するに至った。しかし、それは徒勞に終わった。

まず特別連邦地区裁判所は、投票用紙への記載を革新党に回復せしめることを内容としたこの党の訴えを却下した。もとより、これを不満とする革新党は、最高裁判所に上告するに至った。けれども、最高裁判所は、この上告審においても、下級審の判決を支持し、裁判長 F・M・ヴィンソン (Fred M. Vinson) は、裁判官の多数意見を代表して、「政治権力 (political power) が数のみの函数であると臆断するならば、それは統治の現実 (the practicality of

Government) を無視するに等しい。…人口稀薄な郡と人口稠密な郡との間におけるように、政治的発議権の適切な分散状況を確保すべき州の権限を否定するために、本法廷があえて適法手続・法の保護の平等のごとき憲法上の漠然たる概念を適用することは、もとより妥当でなく空論的であることを免れ難い。…憲法は、実用的な器具 (a practical instrument) である」と述べ、憲法修正第十四条の蔽密な、というよりはむしろ文字通りの解釈は、この事件に関する限り、必要でないと判示したのである。

最後に、オハイオ州でも、革新党は、重大なる障害に当面した。すなわち、州当局は、まず、革新党の投票用紙への記載を冒頭から拒絶した⁽⁴²⁾。革新党は、ただちに、州最高裁判所に提訴し、これに対して裁判所は州当局の裁定を覆し、革新党の投票用紙への記載を許容するに至った。次いで、革新党は、州選挙法に定められた五〇万名の署名を要する請願書の提出という至難な課題の解決にたち向った。しかし、その要件とされる署名数が余りにも膨大であったために、革新党は、自党の公認候補者名としてウォーラスを投票用紙に記載せしめることを断念し、彼を無所属として立候補せしめるに至った。ところが、このときに至って、突如州当局は、オハイオ州の選挙法規には無所属候補者について何ら規定するところがないことを根拠として、投票用紙へのウォーラスの名前の記載を拒絶したのである。これに対し、革新党は、再度、州最高裁判所に提訴するに至った。その結果、この州当局の裁定は斥けられた。けれども、裁判所は、同時に、革新党に対して候補者名を投票用紙に出してはならない旨判示したのであった。それ故、四八年選挙における革新党への投票者は、彼らの投票を誘導する指標となるべき筈の党名も候補者名も冠していないところの、革新党への投票を誓約する大統領選挙人二五名を一々確認しつつ一票を投ずるといふ煩雑な手続を踏まねばならなかった。こうして、州当局は、現実の投票過程においても第三党への選挙民の投票を妨害する挙にでたのである。二四年の革新党の場合と同じく、四八年の革新党も、州当局による、従って実体的には二大政党による巧緻な法

機構の運用によって、様々な障壁を前途に立てられたといつてよからう。

第三は、請願書の提出期限の繰り上げである。請願書の提出期限の最も早いのは、カリフォルニア州であり、選挙の八ヶ月以前の三月である。他の一四州では、提出期限は、六月一日である。もともと、ハワイ、ニューヨーク、ニューハンプシャーのごとき若干の州では、請願書の提出期限は、秋の総選挙当日の四週間ないし五週間以前とされている。しかし、これは、あくまで特殊の事例にすぎない。諸州における新党結成のための請願書の提出期限は、総じて、比較的早い時期に締切られる。それ故に、第三党は、二大政党が候補を選出する遙か以前に、既に選挙体制の組織化を完了し、候補者を確定していなければならない。この意味において、二大政党が全国大会で候補者を指名した後、第三党を結成することは、事実上、不可能といえよう。⁽⁴³⁾従って、第三党は、二大政党の候補者、政策、戦術に合わせて、これらに対抗し、挑戦し得るだけの候補者を選定し、政策を掲げ、戦術を編成することは、きわめて困難といつてよい。従って、第三党は、二大政党を中心として展開される大統領選挙に効果的に参加する機会すら、奪われていると考えてよからう。第三党は、そうした選挙戦の圏内に立入ることさえ、許容されていないのである。

第四は、過激政党の非合法化である。一九三〇年代及び四〇年代に至って、戦争への危機が高まり、過激思想に対する社会の不安が醸成されるとともに、こうした動向は、過敏に選挙の運用に反映されるに至った。一九四〇年に、議会は、非米諸政党 (the Un-American Parties)、すなわち「外国の諸勢力と連繋を保ち、政府の暴力的転覆を唱道し、あるいは、あらゆる点において破壊的と看做されるところの、諸政党」(those connected with foreign powers, advocating the violent overthrow of the government, or considered subversive in any way)⁽⁴⁴⁾の組織化を禁止するに至った。スミス法 (the Smith Act of 1940) と呼ばれる法律が、すなわち、これである。⁽⁴⁵⁾一九四〇年以前には、州段階では、少数が、実力もしくは暴力によって政府の転覆を唱道する政党を投票用紙から除斥していたにすぎない、しかし、四〇年

には、共産党が、既に三八年の時点で暴力の行使を否定し、「我が国の運命を支配すべき多数者の権利への無条件の支持」(its unqualified support of the right of the majority to direct the destinies of our country)⁽⁴⁶⁾を固く誓約して、たにかかわらず、新たに三つの州が、共産党の候補者名を投票用紙から削除することを決議するに至った。こうした投票用紙からの共産党の追放は、その後、急速に諸州に波及してゆき、現在では、アーカンソー、カリフォルニア、デラウェア、カンサス、オハイオ、テネシイ、ウイスコンシン、ワイオミングなど、全州の六〇%が、共産党ないし破壊活動を目的とする政党から、投票用紙への記載資格を、剝奪している。⁽⁴⁷⁾このような共産党の非法化を規定した法律は、もとより、裁判所でその違憲性を争われることになり、その結果、幾つかの州では、その法律は無効と判断されたのである。⁽⁴⁸⁾にもかかわらず、四〇年以降、共産党をはじめ社会党やその他の左翼政党の大統領選挙への立候補者数は著しく減少し、その付随現象として、通常の第三党の大統領選挙における得票数もまた、低下するに至った。そのなかで、禁酒党(Prohibition Party)だけが、党勢の減退を免れた唯一の第三党であったといつてよい。⁽⁴⁹⁾

右に述べたように、一九二〇年代の中葉以後、選挙法ならびに選挙過程についての関連法規は、選挙の能率的かつ廉潔な運営を保障する積極的方向よりも、むしろ二大政党の法制上の特権的地位を擁護する消極的方向に運用されはじめたのである。もとより、いずれの州も、少数者による結社の自由を、全く否定していない。彼らに、結党の権利は、むしろ留保されている。またすべての州が第三党の存立と活動とを公然と禁止しているわけでもない。けれども、選挙の分野に第三党が積極的に進出することは、この時期以降、一段と困難になりはじめたことは、否定し得ない。⁽⁵⁰⁾

このような諸州における厳格な政党資格要件を定めた選挙法は、第三党の側から、二大政党の法制上の特権的地位を擁護し第三党の政治的進出を抑止する意図にたつものとして、痛烈な批判を浴びてきた。にもかかわらず、これら

の選挙法は、従来、連邦・州の裁判所によって支持されるのが、一般であったといつてよい。すなわち、二大政党と第三党との間に実体的な差別的効果を生ぜしめる諸州の選挙法は、憲法の定める法の平等の保護を否定するものとして、また基本権的自由権によって保障された政党の一般的存続権を侵害するものとして、第三党の側から、幾回となく連邦・州の裁判所に提訴されてきた。そのたびに、裁判所は、法的確認基準に達しない第三党は政治的に重要な勢力として認め難いものであり、また第三党の候補者名を無制限に投票用紙に列記することは、投票用紙の複雑化をもたらし、さらに公費の支出増を招く、などを根拠として、当該法規は合憲であり、州立法部が、二大政党に付与したのと同じの法制上の特権を第三党にまで拡張すべき憲法上の義務はないと判示してきたのである⁽⁵¹⁾。

ところが、最近に至り、裁判所は、選挙法規の違憲性へと、その判断の方向を変えはじめた。この意味で、最近における裁判所の判決は、選挙法の積極面を強調する方向にあるといえよう。こうした判決方向の逆転の契機を形づくった画期的事件が、六八年のウィリアムス対ローデス・オハイオ州知事事件 (Williams v. Rhodes, Governor Ohio) にほかならない⁽⁵²⁾。この事件は、アメリカ独立党 (American Independent Party) の六八年の大統領候補 G・C・ウォーラス (George C. Wallace) が、オハイオ州選挙法は憲法修正第十四条に違反するものとして、最高裁判所に提訴したのに対して、裁判所が、六対三の比率によって、ウォーラスの主張を認めた事件である。この事件の問題点は、裁判長 E・ウォーレン (Earl Warren) 自身の言葉によれば、「法の下における平等の保障条項及び結社の自由を保障する憲法修正第十四条の双方に抵触することなく、いかなる程度まで、州が、投票用紙に記載されたいと願う候補者の要求を制限することができるか⁽⁵³⁾」というにある。裁判所は、この二つの矛盾する要請の現実的平衡関係の調和点を、どこに求めるかについて、その判決のなかで必ずしも明らかにしていない。けれども、裁判所は、オハイオ州選挙法を全体として眺めた場合、この選挙法は、二大政党以外のすべての政党を投票用紙への記載から除外しようとする明確な

意図を有するものと判断したのである。

ウイリアムス対ローデス・オハイオ州知事事件の判決は、三つの論点から成りたつ⁽⁵⁴⁾。第一の論点は、裁判所が、一般抽象的な形における二大政党制の擁護の主張を打破したことである。すなわち、オハイオ州当局は、選挙法を、利益間における妥協を推進し政治的安定性を助長するために、二大政党制という一つの制度を維持すること」(maintaining a two-party system in order to promote compromise and political stability)⁽⁵⁵⁾に求め、民主政治において二大政党制が果たすべき役割の正当性を主張した。これに対し、裁判所は、オハイオ州の選挙法は、そうした一般抽象的な二大政党制の原理(two-partyism)の擁護を必ずしも意図したわけではなく、第三党に対する余りにも苛酷な政党資格要件の設定からいって、単に民主党と共和党という具体的な二大政党のみの可及的存続を図る目的のために制定されたにすぎないと述べ、州の主張を唾棄すべき虚妄として斥けた。そして裁判所は、選挙民の最大多数の支持を獲得したいずれかの二大政党に政権を担当せしめるとする選挙法の立法目的を一応は認しながらも、そうした目的は、必ずしも「新党の成育を事実上窒息せしめる法律の存在を正当化する」(to justify laws that virtually stifled the growth of new parties)⁽⁵⁶⁾だけの価値を有するものではないと判断したのである。第二の論点は、党内民主主義の要請を否定したことである。州側は、政権獲得能力を専有し実体的には統治機関に等しい政党の意思決定過程に広範な党員の参加を求め、それによって党内民主主義を実現し、さらにこの実現を通して民意の要求に対応すべき民主政治そのものを発展させるためには、そのような政権獲得能力を専有する党員数の多い大規模な政党組織の優位と、彼らによる予備選挙における候補者指名の維持とが不可欠の条件であると主張した。しかし、裁判所は、そのような目的を達成するために、二大政党に法制上の特権的地位を付与する選挙法は、結果において、新党結成への努力に桎梏を課し、それ自体非民主的であると判断して、党内民主主義の確立という美名をもって飾られた州主張の幻影を切り破つ

たのである。第三の論点は、選挙民に対する合理的選択の機会を供与することの主張の虚偽性を暴露したことである。州当局は、投票用紙に記載されるべき政党の数を限定する法規が存在しないと仮定したならば、幾多の党候補者が乱立し、そのすべてが投票用紙に記載される結果を招き、そのため選挙民は候補者間における適切かつ合理的選択をなし得なくなると主張した。ところが、裁判所は、候補者間における適切かつ合理的選択を選挙民に行わしめるために、投票用紙に記載されるべき政党数がある程度限定することはやむを得ないにせよ、そのためには最小限度の政党資格要件を設けるべきであり、また最小限の政党資格要件の下でも第三党の簇生と投票の際における選挙民の困惑とを必ずしも惹起するものではないと述べ、具体的事例をあげて州の主張を反駁したのであった。

このように、最高裁判所は、旧来の判決を改め、「州は、法人を特定の資格要件から除外するためには、そうせざるを得ないという不可避の利益 (compelling interest) を証示しなければならない」という新しい判断を示すに至った。この判決は、憲法修正第一条及び第十四条の適用の限界について明らかにしていないが、「不可避の利益」理論を展開することによって市民的自由の保障を一步前進させた意味において、注目してよからう。この判決によって、州が第三党の候補者名を投票用紙に記載することを拒絶する場合には、そうせざるを得ないという「不可避の利益」を、州は挙証しなければならぬ状況に追いこまれたのである。今後、この判決に刺戟されて、多くの州における投票紙の記載要件に関する訴訟は、増大するものとおもわれる。⁽⁵⁸⁾このように、六八年の最高裁判所の判決は、「不可避の利益」理論を確立することによって、第三党に過大な桎梏を課することのない「開放的にして廉潔な選挙」(open and honest election)⁽⁵⁹⁾の保障への選挙法の指標転換を命じた点において、まさしく重要な意義をもっている。

げんに、このような判決の方向に沿って、H・ウオーラスに対して効果的に発動された請願書に関するイリノイ州の選挙法は、六九年に違憲と判断されている。⁽⁶⁰⁾この事件の判決のなかで、最高裁判所は、「一人・一票制」(the one-

man-one-vote)の理論にしたがって⁽⁶¹⁾、州は地域単位(郡)による有権者の署名を要件とする新党結成のための請願書の方式を考案・実施することができないと述べ、続けて、その理由は、そうした請願書の方式が、より人口稠密な都市地域に居住する住民の署名を結果において過小評価するものにほかならないからであると判示したのである。こうした最高裁判所の選挙法規に関する判決は、これまで、選挙法規の前景に拡大されて進出するに至った消極面を抑制し、後景に退いていた積極面を前景に引きだし、選挙法規を本来の立法意図に回帰せしめようとするものにほかならない。

けれども、第三党に対する選挙法の制約条件は、六八年の判決以降、緩和の方向が打ちだされたとはいえ、それは単に原則や理論の面にとどまり、実践面には未だ瞭然と現われていないといつてよい。例えば、最近、ニューヨーク州で選挙法の合憲性が争われた結果、州当局はこれを改正し、従来、各郡から少くとも五〇名の有権者の署名を含む合計一万二千の署名を結党請願書の要件としていたのを、下院議員選挙区全体の二分の一からそれぞれ一〇〇名の有権者の署名を含む二万の署名を要件とする内容へと変更した。これによって、第三党は、各郡ごとに党を組織化する必要から解放されたとはいえ、より多くの有権者の署名を収集しなければならない状況に、立ち至ったのである。⁽⁶²⁾ このように、選挙法規における積極面の再登場は、今日、単に原則的に承認されたとどまり、現実には消極面が依然として濃厚であるといつてよい。このことは、二大政党が全国・州・地方における政権をほぼ独占的に担当し、裁判官の任命もしくは指名を通して連邦・州の司法部をもその影響力の下に置き、⁽⁶³⁾第三党の死命を制する選挙法の形成・解釈・適用・改廃の権能を排他的に保持している現実を考慮するならば、十分首肯し得るところである。

しかし、最高裁判所の判決は、既に六八年の時点で、選挙法の向うべき方向を明定している。従って、二大政党は、能率的・開放的かつ廉直な選挙を保障し、第三党及び選挙民に最小限の制約を課する選挙法を發展させるべき圧

力の下に立たされていると考えてよい。けれども、二大政党は、こうした圧力に単純に屈伏するとはおもわれない。というのは、二大政党は、これまでに累積された特権的事実に基づき、次の三つの方法によってこの圧力を著しく軽減することが可能だからである。まず第一に、二大政党は、六八年の最高裁判所の判決に示された積極的方向に沿う選挙法を、自己が支配する諸州を通して概括的に制定せしめ、次いで、その法規の細目的実施をすべて自己の統制下にあるそれぞれの州当局の消極的な裁量行為に付託することによって、そうした圧力を、ある程度まで回避することができるであろう。第二に、ニューヨーク州の場合にみられるように、二大政党は、一方に積極的方向を明確にしつつも、他方に消極的方向を隠微に織り込んだ選挙法を形成することによって、選挙法の積極的方向への転換を求める圧力を、減殺してゆくことも可能であろう。第三に、二大政党は、その意識的及び現実的な政党制の巨大な分布網を通して、選挙法上における自己の特権的地位の擁護に有利な世論を創出し、これによって、そうした積極的方向への圧力を相殺することも、決して不可能ではない。従って、このように考えるならば、第三党に対する法制上の制約条件は、二大政党が政権獲得能力を専有し諸州における法律の制定と執行の権能を実体的に把握している限り、将来においても様々な形で持続するものとみてよい。またそうした条件が緩和の方向にあることは事実であるにせよ、その早急の撤廃は容易に期待し難いところである。

こうして、二大政党が、政党の存立根拠そのものを現制する権能を、政権獲得能力の専有を通して事実上独占していることが、第三党の政治的進出を阻み、二大政党制を安定化せしめる最も有力な要因の一つと考える⁽⁶⁴⁾よ。

(1) Maurice Duverger, *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*, 1955, p.203.

(2) see Valdimer Orland Key, *Politics, Parties, and Pressure Groups*, 1958, p.225. Judson L. James, *American Political Parties: Potential and Performance*, 1969, p.41. Frank J. Sorauf, *Political Parties in the American System*, 1964, p.16.

(3) F. G. Sorauf, *Party Politics in America*, 2nd ed., 1972, pp.28—29.

- (4) *Ibid.*, p. 29.
- (5) F. J. Sorauf, *Political Parties in the American System*, op. cit., p. 16, and see also *Party Politics in America*, op. cit., p. 29.
- このような定義の仕方には、①弱小政党と大政党との間におけるイデオロギー的もしくは政策綱領上の競争関係、②選挙民に対する組織化の能力、③他の政治組織との競争関係、以上の三つの点に対する考察が捨象されている。この定義は、選挙の際における政党相互の競争状態に焦点を置いているために、他の局面における政党相互の関係や作用は、考慮の対象外にあるといえよう。しかし、それは、日常的意味においても、また文献の上でも、広く承認されている最も普遍的な定義である。(F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit., p. 29.)
- (6) 競争性 (competitiveness) という言葉は、一般に「過去における競争状態の特性の評価あるいは近い将来における競争状態の可能性の予示」(an assessment of the quality of past competition or a prediction of the possibilities of competitiveness in the near future) (F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit., p. 32.) を意味する。競争性をこのように理解するとき、それは、何によって客観的に表現されるのか。得票率であろうか、それとも得票数であろうか。競争性は、得票率で示されるのが普通である。では、その具体的数値は、どの程度となるであろうか。多くの学者は、それを四〇％に求めている。従って、平均得票率四〇％以上の状態にある二つ以上の政党を、競争状態にある政党とすることができるといえる。それでは、得票率を算定する場合の基準となる公職は、何であろうか。アメリカの場合、それは、一般に、大統領職もしくは議員職である。それ故に、アメリカにおける全国政治の場合、大統領職もしくは議員職への候補者が平均四〇％以上の得票率をあげ得る複数の政党が、競争状態にある政党ということになるであろう。(Ibid., pp. 32—33, see also F. J. Sorauf, *Political Parties in the American System*, op. cit., pp. 33—36.)
- (7) J. L. James, *op. cit.*, p. 41.
- (8) A. De Grazia, *op. cit.*, p. 9.
- (9) M. Duverger, *op. cit.*, p. 209.
- (10) E. E. Schattschneider, *Political Parties and Democracy*, 1964, p. 26.
- (11) *Ibid.*, p. 26.

二大政党と弱小政党とは、前者による政権の独占と後者の政権からの排除という相互に対照的な地位を占めている。第三党が、政権からいかに見離された存在であるかは、六八年の大統領選挙における彼らの得票数に歴然と現われている。この年の大統領選挙に臨んだ第三党の得票総数は、以下の通りである。(F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit., p. 44.)

新生党 (the New Party) 七四' 四三五' 社会労働党 (the Socialist Labor Party) 五二' 五八八' 社会労働党 (the Socialist Workers Party) 四一' 三〇〇' 平和自由党 (the Peace and Freedom Party) 三六' 三八五' 禁酒党 (the Prohibition Party) 一四' 五一九' 共

産党 (the Communist Party) 一・〇七五、その他最良党 (the Best Party)、立憲党 (the Constitutional Party)、自由平和党 (the Freedom and Peace Party) など、一九・六〇六、そして G. ウォーラス (George Wallace) のアメリカ独立党 (the American Independent Party) 九、九〇六、一四一、であり、アメリカ独立党の得票率一三・五%を除くならば、第三党全体の得票率は、だいたい〇・一%前後にすぎない。

(2) Daniel M. Mazmanian, *Third Parties in Presidential Elections*, 1974, p. 4.

それをあはざるならば、一八三二年の反メイソン党 (the Anti-Mason Party) 八・〇%、一八四八年の自由土地党 (the Free Soil Party) 一〇・一%、一八五六年のアメリカ党 (the American Party) 二一・四%、一八六〇年のブレッキンリッジの民主党一八・二%、同じく立憲連邦党 (the Constitutional Union Party) 二一・六%、一八九二年の人民党 (the Populist Party) 八・五%、一九二二年の T. ローヌヴェルト (Theodore Roosevelt) の革新党 (the Progressive Party) 二七・四%、一九二四年のラフォレットの革新党 (the LaFollette Progressive Party) 一六・六%、そして六八年のアメリカ独立党一三・五%である。なお、一九二二年における共和党の得票率は二三・二%であり、T. ローヌヴェルトの革新党は短命ではあったが大政党の一方を抜き第二党に進出し得たのである。(Ibid., p. 5.)

(3) F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit., p. 43.

(4) E. E. Schattschneider, op. cit., p. 26.

もとより、アメリカにおける第三党は、すべての大統領選挙に候補者を擁立するとは限らない。また彼らは全国・州・地方のすべての公職に候補者をたてているわけでもない。さらに彼らは、二大政党と異なり、すべての州における投票用紙に、党名と候補者名とを記載されるわけでもない。例えば、六四年の大統領選挙の場合、禁酒党は一〇州、全国州権党 (the National States' Rights Party) は三州、社会労働党は一七州、社会労働党は七州に、それぞれ記載されたにすぎない。なお、この年の選挙における第三党の得票数をみるならば、カリフォルニア州においてのみ記載の万民党 (the Universal Party) は一九、テキサス州のみ記載の立憲党五、〇六〇、その他アメリカ党、貧民党 (the Poor Man's Party)、神政党 (the Theocratic Party) 等で一二、七四三、であり、それに社会労働党四五、一八六、禁酒党三三、二六七、社会労働党三二、七〇五、全国州権党六、九五三が付加され、六四年の選挙における第三党の得票総数は一二五、九三三である。Kirk H. Porter and Donald Bruce Johnson (ed.), *National Party Platforms: 1840—1968*, 1970, p. 441. F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit., pp. 43, 44.

(5) D. A. Mazmanian, op. cit., p. 4.

(6) 辻清明「ステッドマン夫妻—投票に現われた不満—前掲書、五四五頁

(7) E. E. Schattschneider, op. cit., p. 26.

(18) 辻清明、前掲五五三頁。

(19) E. E. Schattschneider, *op. cit.*, p. 26.

(20) *Ibid.*, p. 26.

アメリカでは、南北戦争以降に限ってみても、今日に至るまで一貫して民主党と共和党の二大政党だけが全国段階における立法・行政部門の公職確保を目ざす競争をほぼ独占的に展開しており、しかも二大政党間における競争はきわめて激烈である。これを若干の統計によって示せば、次のようになる。(F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, *op. cit.*, pp. 29—32.)

一八八八年から一九六八年までの八〇年間にわたる二回の大統領選挙のうち、民主党が十一回、共和党が十回と、ほぼ勝利を等分している。この二回の選挙のなかで僅か五回だけが二大政党間における人民投票の獲得数の開きが二〇%以上であったにすぎない。残り一六回は、一〇%内外の投票数の移動によって勝敗の逆転がもたらされた選挙である。しかし、勝利者が人民投票の六〇%以上を獲得した場合は、二一回のうち僅か三回を数えるにすぎない。一九二〇年の共和党候補 W・G・ハーディング (Warren G. Harding) 六〇・四%、三六年の民主党候補 F・D・ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 六〇・八%、そして六四年の民主党候補 L・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 六一・一%、以上がこれに当る。二一回のうち七回は、人民投票の七%以下の差で勝敗が決せられている。こうして、大統領選挙は常に二大政党間において接戦であるため、五六年の D・D・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 共和党候補が過半数を若干上廻る五七・四%の人民投票を得て勝利を収めたとき、これを広く地すべりの勝利 (a landslide) と呼んだほどである。ジョンソン大統領が六四年に獲得した六一%以上の人民投票による支持は、従って、まさしく大統領選挙におけるアメリカ史上最高の記録であった。さらに六〇年代は、史上最も苛烈な大統領選挙を二回経験している。その一つは、六〇年の選挙であり、この年、J・F・ケネディ (John F. Kennedy) 民主党候補は、人民投票において僅か〇・二%の差で R・ニクソン (Richard Nixon) 共和党候補を破っている。もう一つは六八年の選挙であり、このとき、ニクソン 共和党候補は 〇・七%の微差で H・H・ハンフリー (Hubert H. Humphrey) 民主党候補に辛勝したのである。

他方、議員選挙の場合においても、大統領選挙に劣らず、二大政党間における競争は、熾烈をきわめている。このことは、今世紀初頭から七〇年に至るまでの七〇年間における民主・共和両党のそれぞれの下院議員候補が獲得した得票率を比較するならば、容易に理解することができるであろう。これを図示するならば、次頁のごとくになる。(F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, *op. cit.*, p. 31.)

次頁の図に明らかなように、一九〇〇年から七〇年に至るまでの間に、ただ一度だけ、すなわち一九二〇年に、民主・共和両党に対する投票率の差が二〇%以上と大きく開いたにすぎない。この七〇年間における二大政党の各々の下院議員候補の得票率の差異の中央値は、六・二三である。これは、同じ期間における大統領候補の場合の一三・二に比べて二分の一以下である。さらに注目してよいことは、四八年、六〇年、六八年を除くならば、民主・共和両党の下院議員候補者間における得票率の差が大統領選挙の場合よりも低いことである。この事実を、議員

年	大統領選挙		下院議員選挙	
	共和党 得票率	共和党と民主党 との得票率の差	共和党 得票率	共和党と民主党 との得票率の差
1900	53.1	6.2	52.7	5.4
1902			51.3	2.6
1904	60.0	20.0	56.3	12.6
1906			53.5	7.0
1908	54.5	9.0	51.9	3.8
1910			50.5	1.0
1912	35.6	-28.8	42.9	-14.2
1914			49.7	-0.6
1916	48.3	-3.4	51.1	2.2
1918			54.9	9.8
1920	63.8	27.6	62.3	24.6
1922			53.6	7.2
1924	65.2	30.4	57.9	15.8
1926			58.4	16.8
1928	58.8	17.6	57.2	14.4
1930			54.1	8.2
1932	40.9	-18.2	43.1	-13.8
1934			43.8	-12.4
1936	37.5	-25.0	41.5	-17.0
1938			49.2	-1.6
1940	45.0	-10.0	47.0	-6.0
1942			52.3	4.6
1944	46.2	-7.6	48.3	-3.4
1946			54.7	9.4
1948	47.7	-4.6	46.8	-6.4
1950			49.9	-0.2
1952	55.4	10.8	50.1	0.2
1954			47.5	-5.0
1956	57.8	15.6	49.0	-2.0
1958			43.9	-12.2
1960	49.9	-0.2	45.0	-10.0
1962			47.4	-5.2
1964	38.7	-22.6	42.5	-15.0
1966			48.7	-2.6
1968	50.4	-0.8	49.1	-1.8
1970			45.6	-8.78

Source: Data from 1900 through 1960: Donald E. Stokes and Gudmund R. Iversen, "On the Existence of Forces Restoring Party Competition," *Public Opinion Quarterly*, vol. XXVI (summer, 1962), p.162. Data from 1962 through: 1968: *Statistical Abstract* (1969). Data for 1970 from the *Congressional Quarterly*.

選挙における二大政党間の競争が大統領選挙の場合と同じく、いなそれ以上に、烈しいことを物語っている(*Ibid.*, p.30.)。このことは、同時に、議員選挙の場合も、第三党の政治的進出がいたって困難である事実を示している。げんに一八八〇年から一九六六年までの間に、第三党が下院で一〇以上の議席を確保したのは、一八八〇年一名、一八九〇年四名、一八九六年一名、一九二二年一名、一九三四年一名、一九三六年一名、以上の六回であり、その他の場合は一〇名以下ないし零である。同じく上院の場合は、一八九六年一名、一八九八年十一名の二回のみであり、その他の場合は五名以下ないし零である。(C・A・ピアード、斎藤真・有賀貞訳編「アメリカ政党史」資料、二五六―五七頁)

もとより、全国段階における二大政党間の激烈な競争関係は、州及び地方の段階にまで当然推及され得るものではない。二大政党間における競争関係は、様々な州や地方に文字通り不均等に分布している。全国段階における二大政党間の競争の激化というとき、それは様々な地域に認められる一党優越(one-partyism)の現実を捨象したうえでの指摘であらう。(F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit.,

p.32.) それ故、アメリカ二大政党制という言葉は、より広い意味で用いられており、いわば「彫塑的表現」(figurative sense) (*Ibid.*, p.32.) といつてよからう。それは「合衆国における政党対立の全体を速記的に表現したもの」(a short-hand expression for the totality of party conflict in the United States) (Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.161.) にはかならない。事実、一党優越は、諸州に散見される。例えば、ジョージア州では、一九六四年に至るまで民主党の支配するところであったが、この年に至り、南北戦争以来はじめて共和党に大統領選挙人の投票が向けられた。同じくヴァージン州も一〇〇年間にわたる共和党支持の慣行を破り、この年にはじめて民主党に大統領選挙人が投票を行っている。下院議員選挙においても一党優越は妥当する。すなわち、下院議員の相当数は、投票総数の六〇%以上の支持を得て選出されている。六六年には、その数は下院議員全体の六五・七%、六八年には六四・六%、そして七〇年には七一・九%とかなりの高率を示している。しかも、六八年には、四五名が全く無競争で選ばれ、七〇年には無競争当選者は五〇名に増大している。諸州にみられるこうした一党優越の競争形態は、すべての公職の選挙を通じて画一的に現われるわけではない。それは、ある公職については共和党が、別の公職については民主党が優位を保つというように、公職ごとに異なる。一九五〇年代のアリゾナ州を例にとれば、この州は、大統領選挙については共和党のアイゼンハワー候補に二度、さらに五回のうち三回までが共和党の州知事に、加えて共和党の上院議員に二度、それぞれ支持を与えている。大統領職、州知事職、上院議員職に関する限り、共和党のアリゾナ州における優越は、明白である。しかし、この同じ五〇年代における州上院議員の七九%から一〇〇%までが、民主党員であり、州下院でも民主党議員は六三%から九三%の多数を占めている。州議員職に関していえば、民主党は圧倒的優位にたつ。またイリノイ州では、六〇年の大統領選挙で民主党のケネディ候補は共和党のニクソン候補に人民投票で僅か〇・二%優っていたにすぎない。大統領職に関する限り、この州における二大政党間における競争は激烈であり、双方の勢力は伯仲しているといえよう。しかし、同じ六〇年にこの州から選ばれた下院議員の半数以上が投票総数の六〇%以上の支持を得ている。従って、下院議員職に関する限り、二大政党間における勢力は、必ずしも伯仲していない。このように、諸州における一党優越の競争形態は、全国・州・地方の各公職ごとにその優越的な党主体を異にする。州における政党制度とは、こうした各公職ごとの競争形態の集積と考えてよからう。しかし、諸州における一党優越の競争関係の主体は、あくまで民主・共和の二大政党である。第三党が、そうした主体に変生する可能性は、まずあり得ない。もちろん、幾つかの州における第三党の勢力が伸張し、二党制を動揺せしめた例がないわけではない。一九三〇年代及び四〇年代におけるミネソタ、ウイスクンシン、ノースダコタなどがこれに当るであろう。なるほど、ウイスクンシン州の革新党、ミネソタ州における農民労働党(the Farmer-Labor Party)、ノースダコタ州の無党派連盟(the Non-Partisan League)などの革新運動の残映が二大政党に對抗してある程度の成功を収めたことは事実である。しかし、これらすべての場合、全国段階における二大政党制の圧力は、彼らに解散をよぎなくせしめ、彼らの忠誠心を二大政党へと赴かせるに至ったのである。最近における州規模の多党制の場合も、多党制の時期は比較的短く、二党制への復帰によって決着がつけられている。(F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, *op. cit.*, pp.32, 33, 35, 36. William Goodman, *The*

Two-Party System in the United States, 1960, pp.339—40.)

- (21) 辻清明、前掲、五五一頁—五二二頁、五五三頁。F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit., pp.43—54. D. A. Mazmanian, *op. cit.*, pp. 1—2, 8—9.
アメリカにおける第三党のいっぺんは以下を参照。
- Murray S. Stedman and Susan W. Stedman, *Discontent At Polls*, 1950. Richard Hofstadter, *The Age of Reform*, 1955. David A. Shannon, *The Socialist Party of America*, 1955. Robert A. Morlan, *Political Prairie Fire: The Non-Partisan League 1915—1922*, 1935. Karl M. Schmidt, *Henry Wallace: Quixotic Crusade 1948, 1960*. George Thayer, *The Farther Shores of Politics*, 1967. Marshall Frady, *Wallace*, 1970.
- (22) 最近の例では、六八年の場合、第三党として最大の得票数をあげたアメリカ独立党の選挙資金は、六九八万五四四ドル九〇セントであった。これに対して、同年度における共和党の選挙資金は二四八七万三八ドル、民主党のそれは一〇二九万六四一九セントであった。(Herbert A. Alexander, "Financing Parties in Campaigns in 1968" in William J. Crotty, Donald M. Freeman, and Douglas S. Gatlin (ed.), *Political Parties and Political Behavior*, 2nd ed., 1971, pp.338, 341, 344.)
- (23) 辻清明、前掲、五五一頁—五二二頁。
F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, op. cit., pp.46—49.
- (24) D. A. Mazmanian, *op. cit.*, pp.88—114.
この項に関しては、よくは註記しない限り前掲書による。
- (25) この制度は、公職への候補者の氏名を印刷した投票用紙を公給する制度である。この制度によれば、投票用紙には各党の指定した公認候補者の氏名を列記印刷して、投票の期日に投票所においてこれを各選挙民に交付し、この公給の用紙によらない投票はすべて無効となる。この制度は、一八六五年にオーストラリアのヴェクトリアではじめて採用されたために、この名称が使われている。(美濃部達吉「米國憲法概論」(米國講座叢書第九編)一一四頁。Cornelius P. Cotter, "American Political Parties" in C. P. Cotter (ed.), *Political Parties in the United States*, 1969, p.11. see also Eldan C. Evans, *A History of the Australian Ballot System in the United States*, 1917.
- (26) E. E. Schattschneider, *Party Government*, *op. cit.*, 1941, p.202.
- (27) Binkly and Moos, *op. cit.*, p.197.
- (28) *Ibid.*, p.197.
- (29) Avery Leiserson, *Parties and Politics*, 1958, p.89.

もとより、政党が法の規制に服し法的に確認された統治機関となったことは、必ずしも政党が法の被造物となったことを意味しない。なぜなら、政党は法的存続権 (the legal right to exist) を固有し、立法部が制定する通常の法律によってはこの権利は剝奪され得ないとされるからである。この存続権は、個人の投票権から派生し、基本権的自由権として憲法によって完全に保障されている。それ故、立法部は、政党の組織と活動を規制することはできても、政党そのものを破壊もしくは解散せしめる憲法上の権利を有していない。政党は法的規制の対象とされてもあくまで法から独立した存在である。今日、アメリカでは、政党に対する法的規制からさらに進んで一七の州—アラバマ・カリフォルニア・ジョージア・ルイジアナ・メリーランド・ミシシッピ・ネブラスカ・ニューメキシコ・ニューヨーク・ネヴァダ・オハイオ・オクラホマ・オレゴン・ペンシルヴェニア・南カロライナ・ヴァージニア・ユタ—の憲法が何らかの形で政党について規定している。州立法部に空席が生じた場合にこれを満たすために候補者を選任する権限 (メリーランド、ニューヨーク)、予備選挙における投票者の資格規定の権限 (ルイジアナ)、州最高裁判所裁判官への候補者の選定の権限 (オクラホマ)、などの政党への付与の明定条項の存在が、すなわち、これである。このことは、成文・不文の実質的憲法規範体系内に政党が確固たる地位を占め、「憲法上の存続権」 (a constitutional right to exist) を与えられたことを意味しよう。(Ranney and Kendall, *op. cit.*, pp.216—218. Joseph R. Starr, "The Legal Status of American Political Parties" in *Ame. Pol. Sci. Rev.*, vol. 36 (1940), pp.441, 442—443.)

(30) 州法の規制内容は、組織構造の略図を示したにとどまるものから、あらゆる党職とその占有者に許容される法律行為のすべてを規定したものに至るまで、様々である。例えば、オレゴン州の法規は、その州において政党が形成すべき組織構造の概略を示すだけで、五〇〇〇語を費やしている。他方、南カロライナ州では、法は政党に関して何の規制もしていない。これは、一九四〇年代に、政党が予備選挙を私事と看做し、連邦裁判所による投票再検査 (the scrutiny) を回避しようとした空しい努力の結果を示すものである。しかし、一般に、南部の諸州ほど政党規制は緩やかだといってよい。それは、長期に及ぶ民主党による一党制支配の歴史的事実の帰結である。南部を除く凡そ四〇州における政党法規の内容は、政党の組織構造を微細に規定するオレゴン州から政党をただ「Political Party」の二つの文言によって処理しているジョージア州に至るまで、その中間に拡がっているといつてよい。けれども、人口稠密な都市優位の大州では、政党は詳細に規制され、その独自の活動の自由は著しく制限される。例えば七六四頁に及ぶニューヨーク州の選挙法にこのことは覗えるであろう。しかし、最近、次第に政党規制は明細化の方向にあり、従来は法の規制外であった細目的事項にまで法網が拡大される傾向にある。(F. J. Sorauf, *Party Politics in America*, *op. cit.*, pp.66—67. D. D. McKean, *op. cit.*, p.200.)

(31) J. R. Starr, *op. cit.*, pp.439—55, 685—99. F. J. Sorauf, *op. cit.*, pp.66—67.

(32) J. R. Starr, *op. cit.*, pp.453, 686.

二、三の具体例をあげるならば、コロラド州では、①前回の州選挙で州知事職に対する投票総数の少くとも一〇％に相当する数の票を、新

政党として法的確認を受けようとする投票者の集団の州知事職への候補者が獲得した場合、もしくは、②新政党を結成することの意思を表明した五〇〇名の有権者の署名をその集団が確保した場合、そのような集団は、正式に政党として認定される。ネヴァダ州では①の数値は五％であり、②は最近の下院議員選挙における投票総数の五％に当る数の有権者の署名である。ペンシルヴェニア州では①は少くとも一〇の郡のそれぞれにおいて州知事職への投票総数の二〇％以上の票数を新たに法的確認を受けようとする投票者の集団の当該公職への候補者が獲得した場合であり、②は同じく州知事職への投票総数の〇・五％に相当する数の有権者の署名である。南ダコタ州では①は一〇％であり、②は最近の下院議員選挙における投票総数の五％に当る数の有権者の署名である。ワイスコンシン州では①は一％であり、②は少くとも一〇の郡における有権者総数の六分の一に相当する数の署名である。(Ibid., pp.453-454, 685-86.)

(33) 政党の存立要件と機能様式とを規制し公権力による選挙の運営を定めた各州における選挙法規は、積極・消極の二面を有する両面性の法規である。その積極面というのは、これまでの腐敗した選挙の現実を改善し、投票用紙に記載されるべき政党の数を各州の定めるその資格要件に合致する若干数だけに縮減することによって、投票用紙が雑多な政党名や候補者名で混乱するのを防ぎ、投票者に対して政党間における合理的かつ健全な選択をなさしめる面である。オーストラリア式無記名投票制と呼ばれる秘密投票制が導入された当初、高く評価されたのは、主として選挙法規のこの面である。すなわち、秘密投票制が導入され政党が法的規制の対象とされるに至った所以は、「能率的にして廉潔な選挙を運営すること」(to conduct efficient and honest election) (D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.94.)に求められる。南北戦争以前には、選挙の運営は、主として政党自身に一任され、公職の獲得を目ざすいかなる集団も、候補者名を記載した投票用紙を自ら印刷しそれを選挙民に配布することによって、選挙に随意に参加することが可能であった。この意味で、公職への候補者の指名と選挙の過程に少くとも公権力が介入してくることは、なかったといつてよい。ところが、南北戦争以後、いわゆる経済革命が進展し交通通信手段が長足の進歩を遂げるとともに、政治の機関 (political machine) ないし政党幹部組織 (political organization) の出現が可能となり、いくつかのボスの支配が成立し、政治の腐敗が生ずるに至った。「ボス、すなわち、少数の指導者群によって統制される組織が、政治の機関である。この一群の指導者は、党の組織と公職占有者とを自己の意思の下に従属せしめ、指導者各々の利益のためにほとんどすべての種類の政府活動を利用するために能率的にしかも非情に行動する」(Edward Conrad Smith and Arnold John Zurcher (ed.), *A New Dictionary of American Politics*, 1949, p.234. Denis W. Brogan, *Politics in America*, 1954, p.123.)「政党幹部組織による政治の腐敗は、党派を離れ公共機関によって管理される、いわゆる廓清された選挙への人々の広範な要望を喚起することになったのである。こうした要望にこたえて採択されたのが、ほかならぬオーストラリア式無記名投票制といわれる秘密投票制である。この制度の下では、既述のように、州政府だけが投票用紙に関する財政・印刷・交付の権限を有している。この制度の採択以後、公給の投票用紙のみが有効とされ、候補者の指名手続と選挙も法の規制するところとなり、投票も無記名で行われ、選挙に関する法規の違反に対しては刑罰が適用されるに至った。こうして、秘密投票制の導入とそ

れに基づく政党に対する法的規制の実施は、その当初、腐敗政治家に対する人々の勝利として高い評価を与えられた。これらは「目に余る欺罔・威迫・強制・投函不正行為、その他自由意思に基づく投票権行使への過大な蔑視などに対する治療策」(a cure for the rampant fraud, intimidation, coercion, ballot-box stuffing, and flagrant disregard for the right of every person to vote his preference freely) (D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.90.)として単純に肯定され楽観されたのである。このような積極面に対して、消極面というのは、選挙法規の運用が党派の観点にたつて行われることを指す。そのことは、選挙法規の運用主体である州当局者が州の機関であると同時に実体的には統治のなかの二大政党であることに基因している。民主・共和の二大政党は、彼らの黨員である州公職の占有者を通して州の権限を間接的に活用し、第三党の進出を全面的に排除しないまでもそれを著しく阻害することが可能となる。もとより、選挙法規は、当初からこうした消極面が前景にたち現われていたわけではない。むしろ選挙法規はその端初において積極面を色濃く前景に進出せしめていた。しかし、その後、消極面が拡大されて前景に現われ積極面を圧倒するに至ったのである。

(34) see E. C. Evans, *op. cit.*, p.31.

(35) D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.91.

(36) 革新主義というのは、一九世紀末葉にアメリカに起り、政治の廓清と衆民政の実現とを企て、公益のためにする国家の任務の拡大を認め自由放任主義を廃棄して、国民経済組織に対する政府の干渉の必要を主張し、さらに一九二〇、三〇年代に至り一層集合主義的傾向を加味しつつある主義である。革新主義の二大眼目は、政治の方面における腐敗の改革及び民主政の実現を期する政治制度の改善と、社会経済方面における公益のためにする国家の積極的干渉とである。(高木八尺、「米國政治史の研究」一九九頁。なお前掲書、第四章米國政治史に於ける革新主義の起源と発達、第五章米國史に於ける革新主義の意義と其の現代に於ける重要性、参照)

(37) D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.91.

(38) *Ibid.*, p.91.

(39) *Ibid.*, p.91. see also Kenneth C. Mackay, *The Progressive Movement of 1924*, 1966, pp.177—83.

(40) 革新党に対する州当局による法機構の運用例として、カリフォルニア州とオハイオ州をあげるならば、まずカリフォルニア州では、請願書に基づく候補者名の投票用紙への記載については、何らの規制もその当時存在していなかった。そこで、革新党は、請願書による候補者名の投票用紙への記載を求めて州最高裁判所に提訴するに至ったが不成功に終り、結局、革新党は、投票用紙の社会党の欄の下に記載されることになったのである。次にオハイオ州では、革新党は、投票用紙への記載を否定されなかった。けれども、オハイオ州当局は、革新党に対して「清廉なる投票の保障」(assurance of an honest vote.)を拒絶するに至った。すなわち、州最高裁判所も州当局も、ともに、投票の公正を期するための投票場における投票立会人の選任を、同党に認めなかったのである。(D. A. Mazmanian *op. cit.*, pp.91, 92.)

(41) MacDougall v. Green, 335, U.S. 281 (1948). see also C. P. Cotter, *op. cit.*, pp.10—11.

(42) これは、革新党が共産主義者のごとき過激主義者と親和関係にあった事実由来するものと考えてよい。すなわち、一九四八年の第八一議会に、H・ウオーラスと彼の革新党とを投票用紙から事実上除外するための法案が上程された。当時の司法長官は、議会の聴問会において、共産主義者からの支持を拒絶しないいかなる政党の組織化も禁止することを内容としたこの法案を、ウオーラスの革新党にも適用する旨、明言している。これは革新党の存亡に係わる重大な法案であった。しかし、この法案は、結局、委員会審議において廃案とされたのである。オハイオ州当局は、こうした法案の立法意図を尊重し承継することによって、革新党の投票用紙への記載を拒絶したものとおもわれる。(see D.A. Mazmanian, *op. cit.*, pp.92—94.)

(43) もとより、二大政党が、第三党のために選挙法を有利に運用しようとするならば、それは不可能ではない。四八年の州権党の場合が、すなわちこれに当る。二大政党が第三党のために選挙法を有利に運用する場合は、二大政党が第三党に対して好意的である場合に限られる。多くの南部の州における民主党優位の立法部は、州権党の成立を歓迎し、そのため、州権党の大統領候補 J・S・サーモンド (J. Strom Thurmond) は、南部民主党が全国大会から脱退した後には選挙運動を開始することが可能であった。州権党の大統領・副大統領の候補者名簿を南部諸州における投票用紙に記載せしめることには、かなりの困難が予想された。例えば、フロリダ州では、ウオーラスの革新党は、登録された有権者の五％を説得し、五月における州予備選挙以前に彼らの政党支持関係 (party affiliations) を変更せしめ、彼らを革新党の請願書に署名せしめるという四八年当時の州選挙法の定める新党結成のための要件を充足することに失敗している。しかし、民主党の全国大会終了後、民主党優位のフロリダ州立法部は、候補者が党において大統領候補として指名されたことを、その形式を問わず、州当局に単に通告するだけで、その候補者名を投票用紙に記載され得るように、急拠、選挙法規を改正したのである。これによって、州権党は、その候補者名を投票用紙に容易に記載せしめることが可能となった。同じく、ジョージア州でも、民主党大会後、州権党に有利なように選挙法を改正している。それは、新党がその大統領候補の名前を投票用紙に記載されるためには、大統領選挙人の名前と身分とを単に証明するだけで十分とするものである。四八年における南部のこうした事例は、二大政党が彼ら自身の目的を効果的に達成するために、その支配下にある州の権限をいかに有効に操作し得るかを示す「劇的な例証」(dramatic illustration) としてよいであろう。(P. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.95.)

(44) D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.92.

(45) スミス法の立法意図は、共産党の事実上の非合法化にあったといつてよい。スミス法は、「実力もしくは暴力によって、いかなる種類の合衆国における政府の転覆もしくは破壊を行うべき義務、必要性、願望、あるいは妥当性を唱道、教唆、勧告、あるいは教示する行為」(to advocate, abet, advise, or teach the duty, necessity, desirability or propriety of overthrowing or destroying any government in the United States by force or violence) を犯罪行為と看做している。同じくこの法律は、こうした主義主張を唱道するための結社を形成し

- あるいはこのような結社に加入しもしくは支持を与える行為も、犯罪行為と規定する。なお、議会は、五四年に、スミス法の系譜に繋る共産主義者統制法 (the Communist Control Act of 1954) を制定している。これは、共産主義者が政府転覆の不法な陰謀を抱くことを理由として、共産党の非合法化を定めた法律である。(see V. O. Key, *Politics, Parties, and Pressure Groups*, *op. cit.*, pp.299—301. Hugh A. Bone, *American Politics and the Party System*, 2nd ed., 1955, p.309.)
- (46) D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.92. see also H. A. Bone, "Small Political Parties Causalities of War" in *National Municipal Review*, vol.32 (Nov. 1943), pp.524—26.
- (47) see "Legal Obstacles to Minority Party Success" in *Yale Law Journal* (June 1948), pp.1276—1297, and. D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.95.
- (48) see Feinglass V. Reinecke, 48F. Supp. 438 [D.C. III. 1943], Communist Party v. Peck, 20 Cal. 2d 536, 127 p.2d 889 [1942], *State ex rel Huff v. Reeves*, 106 Pac. 2d 729 [1940].
- (49) see H.A. Bone, *op. cit.*, p.524.
- (50) 例えば、六五年の大統領選挙において、二五州における選挙民のみが、アメリカ独立党以外の九つの第三党のなかから候補者を選択し得たにすぎない事実が、このことは覗われよう。換言するならば、九つの弱小第三党の候補者名の少くとも一つあるいはそれ以上を投票用紙に記載した州は、二五を数えるにすぎなかった。また六八年の選挙に著しい進出をみせたG・ウォーラスのアメリカ独立党ですら、その候補者をすべての州の投票用紙に記載させるために、苦闘を強いられたのである。G・ウォーラスがそのために収集した請願書の署名数は凡そ三〇〇万であった。この署名数は、六八年の大統領選挙における投票総数の凡そ四％に相当する。このような「偉業」(a feat)は、もとより二大政党には要求されず、また他のいかなる第三党のなし得るところでもなかった。こうした努力にもかかわらず、諸州における選挙法規は、相結合して、明らかに全国的な政党ではあったが同時に新しい政党でもあったアメリカ独立党に、単一の党名を使用せしめることを拒絶したのである。従って、G・ウォーラスのアメリカ独立党の候補者名簿は、勇気党 (Courage Party)、アメリカ独立党、ジョシア・ウォーラス党 (Georgia Wallace Party)、ジョージ・C・ウォーラス党 (George C. Wallace Party) と同様に、各州ごとに異なる様々な名称の下に立ち現われるに至った。選挙以前の世論調査によれば、G・ウォーラスは、選挙民の二〇％以上の支持を得ていた。そのG・ウォーラスが、限られた時間と資源という悪条件の重圧の下で、全州における投票用紙への記載を目ざして苦闘を展開しなければならなかったことは、第三党の前途が決して平坦ではなく険阻であることを示唆しているよう。(D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.96.)
- (51) J. R. Starr, *op. cit.*, *passim*. Ranney and Kendall, *op. cit.*, pp.218, 219, 444. A. Leiserson, *op. cit.*, p.115. William Goodman *The Two-Party System in the United States*, *op. cit.*, pp.74—75.

(22) see Malcolm B. Wiseheart, Jr., "Constitutional Law: Third Political Parties as Second Class Citizens" in *University of Florida Review*, vol. 21 (Spring-Summer 1969), pp. 702—706.

(23) *Ibid.*, p. 703. D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p. 97.

(24) M. B. Wiseheart, Jr., *op. cit.*, pp. 703—705. D. A. Mazmanian, *op. cit.*, pp. 97—98.

(25) *Ibid.*, p. 705, and p. 97.

(26) *Ibid.*, p. 705, and p. 97.

(27) D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p. 98.

(28) この場合、新党結成に際して登録された有権者の少くとも1%に相当する数の署名を要件とする請願書の提出を定める選挙法が違憲と判断されることは、まずあり得ないであろう。しかし、その数値が10%を越えるとき、そのような資格要件を定める選挙法はおそらく違憲と判断されよう。さらに、裁判所は、新党結成の請願書に署名するためにのみ有権者に政党支持関係の再登録を要求する選挙法を無効と判示するべきである。(D. A. Mazmanian, *op. cit.*, pp. 97, 98.)

(29) D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p. 97.

(30) Moore v. Ogilvie, 394 U.S. 814 (1969).

(31) Baker v. Carr, 369 U.S. 186 (1962); Reynolds v. Smis, 377 U.S. 533 (1964).

井出嘉憲「アメリカにおける投票の権利と平等の代表—代表再配分の問題を中心に—」東京大学社会科学研究所「基本的人権」2 歴史工、四二五—四三六頁参照。

(62) 同じく、オハイオ州は、七二年に、請願書に必要とされる有権者の署名数を、前回の州知事選挙における投票総数の一五%から七%に引き下げ、請願書の提出期限も予備選挙当日の二二〇日以前から九〇日以前へと改められた。これにより署名数の絶対値は六八年の場合の四三万三千から二二万前後に減少するに至った。しかし、二二万前後の有権者の署名を収集することは、現実には決して容易でない。しかも、その署名を、二大政党のいずれに対しても中立的な無所属の有権者から調達するとなると、その困難は想像を絶するものがある。そして提出期限は、僅か一ヶ月従来に比べ猶予されたにすぎないのである。なお、アラスカ州は、最近、投票用紙への第三党の候補者名の記載要件を厳格にし、最高裁判所の判決に逆行する傾向にあるといわれている。(D. A. Mazmanian, *op. cit.*, pp. 99, 100.)

(63) 伊藤正己「アメリカ法入門」一六一—一六四頁参照。

(64) さらに、第三党に対する広い意味における法制上の制約として、選挙人団体制をあげることができであろう。(D. A. Mazmanian *op. cit.*, pp. 112—114.) 選挙人団体制が第三党に対する法制上の制約とされる所以は、この制度が、第三党から、大政党に脱皮するための積極的

な意思と努力とを減殺する可能性を有する点に求められる。すなわち、大統領の間接選挙を定めた選挙人団体制における第三党が、勢力の伯仲した場合の二大政党の間に介在し自己の政策とひきかえにいずれかの大政党に支持を表明することによってアメリカ政治の動向に対して実勢力以上の影響力を揮うことの可能な、いわゆる「平衡戦術」(balance of power)の操作に安住し、自ら主体的な影響力を行使し得る全国政党への脱皮の努力を、ともすれば等閑視する傾向をみせることが、これに当る。いいかえれば、選挙人団体制は、一方において、全国段階に進出するに至った有力な第三党に属する大統領選挙人の投票に対して、人民投票によって示される実勢力を越える威力をもたせる意味において、確かに第三党に有利な制度である。例えば、四八年のS・サーモンドの州権党は、若干の南部諸州に対して集中的に選挙運動を展開することによって、四八年の大統領選挙における投票総数の僅か二・四%にすぎない自己の得票力を、選挙人団体制においてその三倍強の七%にまで上昇をさせることができたのである。けれども反面、こうした事情から選挙人団体制は、第三党が特定諸州への重点的な選挙運動を展開し、若干数の大統領選挙人を獲得することによって、二大政党のいずれかの勝利の帰趨を制する有利な地歩を築き得るため、自ら全国政党へ発展する意欲をかえって第三党から奪ってゆく。この意味において、選挙人団体制は、第三党の弱小政党としての地位を固定化せしめる条件として有効に機能すると考えてよい。選挙人団体制は、こうして第三党の全国政党への発展を抑える制約条件として、従って二大政党制の安定条件として、作動する制度といえよう。(辻清明、前掲五五二頁参照。なお、以下参照。Neal R. Pierce, *The Peoples' President: The Electoral College in American History and the Direct Vote Alternative*, 1968. Wallace S. Sayre and Judith H. Parris, *Voting for President: The Electoral College and the American Political System*, 1970. Lawrence D. Longely and Allan G. Braun, *The Politics of Electoral College Reform*, 1972. Max S. Power, "Logic and Legitimacy: On Understanding the Electoral College Controversy" in Donald R. Matthews (ed.), *Perspectives on Presidential Selection*, 1973.)

なお、電波媒体とりわけ現代の選挙運動に不可欠のテレビジョンへの接近ルートが二大政党に優先的に開放されている事実も、第三党の政治的進出を阻む制約条件として有効に作用するとみてよい。(D. A. Mazmanian, *op. cit.*, pp.101-111.)

一九三四年の通信法第三一五条(a)項は、すべての法的資格を有する党の候補者がいかなる選挙においても電波媒体への接近の機会を平等に保障されることを定めて、次のようにいう。「いかなる放送業者も、いずれかの公職への法的資格のある候補者に放送設備の使用を許諾したならば、当該放送業者は、当該公職への他のすべての法的資格のある候補者にも放送設備の使用における平等の機会を与えねばならない。ただし、放送業者は、この場合、この条項の下においてなされる放送資料に対して検閲を加えてはならない。またこれによって、かかる候補者に放送設備の使用を許諾した放送業者に対してはいかなる義務も課せられない」。(Ibid., pp.101-102.)この条項の下では、すべての法的資格を有する政党の候補者は、均しく電波媒体に接近しこれを利用することによって自己の政見を公衆に伝達することができるのである。では、通信法第三一五条(a)項の下において、第三党は、果たして彼らの大統領・副大統領候補のためのラジオ・テレビジョンにおける時間帯

を、首尾よく確保しているであろうか。テレビジョンが普及段階に入った五六年の選挙、そして六八年の選挙には、第三党による時間帯の確保は順調に行われたといつてよい。しかし六〇年（この年、二大政党の各大統領候補によるテレビ討論のために通信法第三一五条(a)項の効力が一時中止された）と六四年（六〇年の影響力の余後効とおもわれる）には、不調に終わっている。すなわち第三党は、五六年のテレビジョン放送において純然たる自主制作番組時間（free time）ならびにスポンサー提供による自主制作番組時間（commercially sponsored free time）の全体の凡そ三分一弱を、そして六八年にはその四分の一強を、それぞれ確保することに成功した。しかし、六〇年には、その比率は四分の一に、六四年には一三分の一に、それぞれ激減するに至っている。（see Delmer D. Dunn, *Financing Presidential Campaign*, 1972, p.103.）ラジオについても、大統領候補に限ってみるならば、テレビジョンの場合とほぼ同一の比率が保たれているといつてよい。但し、六〇年には、第三党が確保したラジオの時間帯は、スポンサー提供の有無を問わず自主制作番組全体の僅か四％にすぎなかった。純然たる自主制作番組時間の観点からいえば、第三党は、五六年から六八年までの四回の大統領選挙のうち二回まで、テレビジョン・ラジオの時間帯を、総じて首尾よく確保し得たといつてよからう。こうした若干の数字から判断しても、すべての法的資格のある候補者に電波媒体への平等な接近の機会を保障するという通信法の精神は、ほぼ維持されているとみてよいであろう。けれども、第三党の候補者の体験は、これとは別のことを教えている。例えば、社会労働党は、五六年の選挙でテレビジョン・ラジオの時間帯を確保している。しかし、社会労働党の指導者は、議会の聴問会において、時間帯確保の内状を次のように証言している。「あらゆる点において、時間帯の配分は公平でなかった。しかし、少くとも量の点では、それは公平であったといえよう。けれども、我々は、時間帯を確保するために常に放送業者と一戦を交えなければならなかった。それでも、通信法第三一五条(a)項に援護されながら、我々は最終的には時間帯を確保することができたのである。我が党の候補者が、これらの放送網によって政見を放送された後に、我々は、現場中継によって、あるいは後日の放送のための中継録音ないし中継録画によって、二大政党のそれぞれの大統領候補の候補受諾演説を既に放送していたところの、様々な全国放送網とこれと系列関係にある少くとも七七のラジオ局と七九のテレビジョン局を探索した。しかし、我々は、社会労働党の大統領候補の候補受諾演説を全国放送網を通して放送させることに、いずれも失敗してきたのである。我々の執拗な交渉と努力の末に、これらの一五六の放送局の大部分は、社会労働党の政策綱領を放送することに同意した。けれども、我々は、政策綱領のキネスコープやテープを自費で提供しなければならなかった。また我々は、継続的な交渉や折衝による時間を浪費する危険を冒さねばならなかった。おそらく五六年には、通信法が定める明確な法規上の義務を履行しなかった多くの局が存在したとおもわれる。しかし、これらの局を追跡調査することは、我々の有する物理的ならびに財政的な手段能力を越える難事であり、と疑ふなう」。（D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p.103. see *Equal Time*. Hearing before the Subcommittee on Communication of the Senate Committee on Commerce, 88 Cong. 1sess (1963), pp.149-50.）ここに示唆されるように、放送業者は、通信法の条項を比較的に厳密に遵守しながらも、こうした電波媒体への候補者の平等の接近の機会を保障する条項が発動される以前の段階で、もしくはこの

条項の履行過程における様々な局面で、法規に抵触しない限り、あるいは彼らに付託された裁量行為の枠内において、第三党に対して差別的処遇を行っているといえよう。それ故、電波媒体への接近の機会、通信法の明確な条項の存在にもかかわらず、第三党は、二大政党に比較して著しく制約されていると考えてよからう。第三党の電波媒体への接近の機会が、二大政党に比較して著しく制約されていることは、単にこれだけにとどまらない。五九年に、通信法第三一五条(a)項は、第三党に不利なように改正されている。この修正の背景には、公衆、二大政党、そして放送業者の三者の要請の一致が認められる。まず第一に、公衆は公益優先を主張する。テレヴィジョン使用料の高騰に基づく選挙資金の膨大化は、二大政党が政権獲得能力を保有しているだけに、少数の巨額献金者の二大政党のそれぞれの大統領候補に対する影響力の増大を招致し、その結果、二大政党のいずれかが政権を獲得した場合に彼らの少数者の意見が政治を左右するに至る危険性を内包しているという認識と非難が、すなわち、これに当る。第二に、放送業者は、徹底的に自己利益を主張する。すなわち、彼らは、①大統領選挙の投票用紙に記載されているすべての候補者に、純然たる自主制作番組を割当てることによって生ずる損失を利潤によって吸収し得ないことを明言する。彼らはまた②自己に固有の番組編成権に統制を加え企業の独立性を阻害するような政府規制をいっさい排除する立場を堅持している。さらに彼らは、③利潤追求の経済的要請を公共性に優先させ、すべての大統領候補に対して平等に時間帯を割当てることにも、また平等に政見放送の機会を与えることにも、ともに反対の態度を表明している。以上のごとき事情から、放送業者の論理にしたがうならば、問題解決の方法は、通信法第三一五条(a)項の撤廃以外にあり得ない。そのため、放送業者は、二大政党の候補者だけに純然たる自主制作番組時間を提供する意思を再三宣明しており、第三一五条(a)項の撤廃を要件としてそのことを実行に移すべく確約するに至ったのである。(see D. D. Dunn, *op. cit.*, pp. 82—84.) 第三に、このような二つの相矛盾する主張の圧力に直面した議会は、従って実体的には二大政党は、自己の第三党に対する特権的地位の擁護という形で、こうした矛盾を止揚するに至ったのである。すなわち、二大政党は、五九年に、一方において自己に対する前述の公衆の非難を巧妙に回避し、他方において自己の特権的地位を擁護する意図にたつて、放送業者に譲歩を示し、通信法における各候補者への平等の政見放送の割当条項を修正したのである。このことは、第三党の電波媒体における政治的発言権を矮小化することによって、公衆、放送業者、そして二大政党のそれぞれの要請を充足したものにほかならない。それは、第三党の電波媒体における政治的発言権を犠牲にした上に成りたつ解決策であったといえよう。いうところの通信法の修正とは、ニュース解説、ニュース・インタヴィュー、ニュース・ドキュメンタリー、などの報道番組における各候補者の平等な割当時間の保障を廃止し、ただ「そこで扱われる主題の提示に付随する」(incidental to the presentation of the subject covered) (D. A. Mazmanian, *op. cit.*, p. 105.) 限度において候補者群の番組への登場を認めるとするものである。従って、こうした免除条項の下においては、候補者群に与えられる放送時間は、もはや放送業者の公衆に対する社会的義務として法によって規定されたものではない。それは、放送業者の自由裁量に付託されたものである。それ故、報道番組のなかで、候補者群を扱うかどうか、もし扱うとしたらいずれの候補者を、いかなる角度から、どのような方法によって、またどの程度に扱うか、これらは、すべて放送

業者の自主的判断に委託されたのである。すべての候補者を平等に扱わねばならないとする法的義務は、もはや放送業者には存在していない。こうして、五九年に、報道番組が各候補者への平等な時間帯の割当という法的要件から解放されるに及んで、二大政党に対する取材範囲の拡大という放送業者が従来から繰り返して主張してきた確約が実現をみるに至った。このことから、第三一五(a)項が完全に撤廃されることとならば、純然たる自主制作番組による政見放送が行われるであろうという可能性が、従って電波媒体の使用料の削減に基づく選挙資金の大幅な減少の実現可能性が、二大政党の眼前に大きく立ち現われるに至るのである。こうして、第三一五(a)項の撤廃は、二大政党の双方の候補者により多くの政見放送の時間帯を確保せしめ得ることが当然予想される意味において、二大政党に有利に作用することは明白であろう。それ故に、過去一五年の間に、第三一五(a)項の撤廃を明定した法案が、幾回となく議会に上程されてきたのである。こうした法案の目的は、部分的には、既に五九年に達成されており、近い将来にはほぼ全面的に成就されるとみてよいであろう。最近では、七〇年にこの条項の撤廃を規定した法案が議会両院を通過している。しかし、それは、大統領の拒否権に遭遇し廃案とされるに至った。さらに七一年の連邦選挙運動法 (the Federal Election Campaign Act) と呼ばれる同種法案の上院案にも大統領選挙における各候補者への平等な政見放送時間の割当条項の撤廃が謳われている。この法案は、両院協議会において上下両院の意見の調整に失敗し、結局、廃案に追いこまれた。しかし、ホワイトハウスの圧力に議会側が屈伏したことに、その廃案の原因が求められる。(see Don Oberdorfer, "Chronicle of Compromise" in *Washington Post*, Dec. 16, 1971.) これらのいずれの場合にも、結果において第三一五(a)項は撤廃を免れ存続せしめられた。この理由は、もとよりその撤廃が第三党に与える不利な影響力を議会側が、従って実体的には二大政党が、考慮したことの結果によるのではない。その理由は、大統領補佐官の警告にただ議会側が敏感に反応を示しただけのことにはすぎない。その警告とは、すべての大統領候補に対する平等な政見放送の時間帯の割当条項が撤廃されるとしたら、それはすべての連邦公職の選挙にも適用されるべきであり、この意味における割当条項の撤廃を議会が承認しない限り、法案全体が大統領の拒否権発動に逢着するであろうというものである。では、なぜこのような警告が行政部から発せられたのであろうか。それは、共和党の大統領としてのニクソンの政治的な配慮と打算とに基づくとはいってよからう。すなわち、ニクソン大統領は、明らかに、七二年の選挙において、すべての大統領候補に対する平等な政見放送の時間帯の割当条項の撤廃が彼自身に不利に作用すると判断したためである。というのは、第三一五(a)項の効力が一時中止された六〇年におけると同様、この条項の撤廃によっておそらく確実に提起するものとおもわれる民主党の大統領候補からの電波媒体における討論の挑戦と対決することを、ニクソン自身が何よりも恐れたからである。こうした対決の脅威を回避するために、彼が編成した戦術は、第三一五(a)項が撤廃されるならば、すべての議会人が、従って、二大政党の各々に属する議員が、自己と対立する二大政党のいずれかの議員候補者からそれぞれ選挙に際し電波媒体において討論の挑戦を受ける可能性があることを示唆し、彼自身と同一の立場にすべての議会人を誘導してゆくことであった。この戦術は所期の効果をあげ、結局、第三一五(a)項は保持されたのである。けれども、電波媒体なかでもテレビジョンの使用料の高騰に基づく選挙資金の巨額化の傾向は、二

大政党に対する、そしてさらに進んで政治そのものに対する民意の不信と疑惑を招き、この条項の撤廃への世論の喚起を促し、こうした世論に対応する議会を放送業者の論理に同調せしめることは、近い将来、ほぼ確実といつてよからう。それ故に、電波媒体への接近ルートは、今後、二大政党に対してはより開放的となる反面、第三党に対してはより狭隘化することが、当然、予想されるのである。電波媒体への接近ルートが二大政党に対して優先的に開放されている事実を、第三党に対する社会的制約条件と呼ぶならば、社会的制約条件は、今後、減退の方向にあるのではなく、むしろますます増強の度合いを深めてゆく傾向にあるといつてよいであろう。こうした社会的制約条件は、電波媒体による選挙運動が今日不可欠であるだけに、法制上の制約と並んで、第三党の政治的進出を阻む最有力の契機の一つを形づくっていると考えるさしつかえなからう。

第三節 手段的装置としての二元化

アメリカ二大政党制の第三の内容的特殊性は、第一の垂直的な時間的継続性と第二の水平的な空間的安定性の二つの特异性の接点から抽出された手段的装置としての二元化にはかならない。ここに手段的装置としての二元化といふのは、二大政党の各々が、アメリカ社会に存在する 社会的、経済的及び政治的な基本的事項への広範な合意を反映し、こうした合意の基盤に立脚しつつ民意の多元的要求を具体的政策へと晶化し、これらを効果的に実施してゆくための装置であることを意味する。これは、いずれの二大政党も同一基盤に立ちながら民意を実効化するための技術機構であることを示す。この場合、二つの装置の差異は、民意の要求を実効化するためのそれぞれの機能様式にあるといつてよからう。比喩的にいえば、二つの装置の差異は「同一街路を舗装するための民主党的ないし共和党的な方法」(Democratic or Republican way to pave a street)⁽¹⁾にあるところとがである。それ故に、二つの装置の分岐点は、もとより、各々が抱懐する基本的信条や政治哲学の内容的差異に求められるわけではない。いずれの二大政党も、基本的信条や政治哲学を等しくする。ただ、これらの信条や哲学を具体的政策として現実化すべき方策を異にするにすぎない。このことは、アメリカを訪れた識者が、一致して指摘するところである。例えば、A・トックヴィル

(Alexis de Tocqueville) は、早くも一九世紀初期に、次のように述べている。⁽²⁾

「アメリカには、現在、二大政党が存在している。……独立戦争が終了し、新しい国家体制の基礎が、設定されるに及んで、国論は二分されるに至った。この二つの意見は、世界の歴史とともに古いものであり、また、様々な形態と名称の下に、すべての自由社会で、いまなお未完の課題とされているものである。その一つは、人民の権力を限定しようとする意見である。もう一つは、これを無限に拡大しようとする意見である。こうした二つの意見の対立は、他国で屢々看取されるような暴力形態を、ここアメリカでは、些もとることがなかったのである。というのも、最も基本的な事項への二大政党の合意が、広く認められていたからである。このため、いずれの二大政党も、勝利を確保するために、憲法秩序の破壊や社会構造の転覆を図らねばならない必要は、少しも存在しなかった。どちらの二大政党が政権を獲得しようとも、それによって多くの私人の利益が冒されるという事態も、同じく生ずることはなかった。ここでは、平等や自主独立の愛好のごとき、より高度の道徳的諸原理が、二大政党相互の対立抗争過程において、人々の関心を惹き、これらの原理が、暴力そのものではなく、暴力的情熱を激成するのに十分であったといつてよい」。

同じく、今世紀後半に至り、H・J・ラスキ (Harold J. Laski) は、「アメリカ二大政党が、相互に世界観や哲学において決定的に異なるところがないということは、重大な事実である。二大政党は、彼らが公言する原理よりは、むしろ彼らを指導する人々の個性によって、容易に識別され得る⁽³⁾」と記している。

このように、遠くトックヴィルの時代から今日に至るまで、この国を訪れた識者は、アメリカ二大政党の各々が、その基本的信条や政治哲学において、何ら本質的に異なるところがなく、ただ、これらを具体化すべき方策、基本的事項への合意に決定的亀裂を生ぜしめることのない係争問題に対する態度、そして、それぞれの党指導者の人格的個

性、以上の諸点においてのみ互いに袂を分つことを、一様に見究め、ほぼ一貫して主張している⁽⁴⁾。事実、アメリカの二大政党は、社会的、経済的及び政治的な基本的事項という、アメリカ社会に深層的な存在であるところの、合意された究極目標を達成すべき手段に関して、あるいは、究極目標を不動の前提とする第二義的な目標領域において、僅かに対立を示すにすぎないのである⁽⁵⁾。

では、基本的事項への広範な合意とは、具体的に何であろうか。それは、既に述べたトックヴィルの一文から示唆されるように、憲法秩序の擁護と資本主義制度の維持の二点に要約することができる⁽⁶⁾。V・O・キー (Valdimer Orlando Key) が指摘するように⁽⁷⁾、アメリカでは、基本的事項が何であるかについて、必ずしも正確な理解が存在しているわけではない。しかし、こうした基本的事項への広範な合意が行きわたっている事実は、否めない。明らかに、こうした合意の領域の重要な部分は、「憲法の構造と手続」(the constitutional structure and procedure)⁽⁸⁾ に関する合意によって占められている。いかに強力な社会集団といえども、憲法秩序を破壊し、それを別種の政治秩序に代替せしめることを、唱道してはいない。主要な社会集団の間には、憲法秩序の擁護について、広範な合意の成立をみてい⁽⁹⁾る。このような統治の方法に関する合意の彼方には、実質的合意に属する不分明な領域が横たわっており、それは「言葉の広い意味における資本主義制度の受諾」(the acceptance in broad terms of the capital system) に関するものである⁽¹⁰⁾。もとより、経済的自由競争をいかなる程度規制すべきかに関しては、意見の分立がみられるにせよ、資本主義制度という経済機構そのものを維持することについては、高度の合意が存在すると考えてよい⁽¹¹⁾。このなかには「物質的繁栄の享受を継続し得る諸条件を維持することの願望」(the desirability of maintaining the conditions under which they [Americans] can continue to enjoy material prosperity)⁽¹²⁾ や、「社会的な流動性と平等性への主義主張」(the tenets of social mobility and equality)⁽¹³⁾ のふとき、資本主義制度の下における社会的要請を包含せしめてもよからう。このよ

うな基本的事項への合意のなかでも、より基底的な要素が、広く社会、経済、政治の各機構のあり方を終極的に規定する憲法秩序の擁護にあることは、指摘するまでもない。すなわち、それは、統治の権限はどのように行使されるべきであるか、また一定の問題は変革されてはならないとする合意よりはむしろいかなる方法によって変革が行われねばならないか、以上に関する理解と慣行に求められる⁽¹⁴⁾。もしこうした基本事項への合意が存在しないとしたり、政党政治は、成立し得ないであろう。すなわち、各々が「独自の銘柄をもつ政治制度」(its own brand of political system)⁽¹⁵⁾の樹立を企図する互いに融和し難い諸勢力によって、社会が縦断的に分裂しているところでは、そうした分裂状態は、「断片化された政党制度」(a fragmented party system)⁽¹⁶⁾として顕現される。そこでは、各党の間に、政治の目標・価値・信条について、深い断絶が横たわっているために、相互に排他的な関係が生じ、反対党の存在の確認とその尊重、政権の平穏な授受、そして過去の政策の継承という、政党政治の存立要件のいずれも、欠くことになる。従って、社会、経済、政治の基本的諸機構のあり方や生活様式を争点として激しく対立し、反対勢力を剪滅するまで戦うという、いわゆる「死闘」(mortal combat)⁽¹⁷⁾を繰り返すこうした諸勢力は、政党政治を實踐することができないといつてよい。政党政治の発展は、何よりも、基本的事項への合意の存在を必須要件とする。

もとより、政党政治の現実的基礎条件として、このような「共有信念の枠組」(a framework of shared beliefs)⁽¹⁸⁾の必要性を肯定することは、憲法秩序の根底に致命的打撃を与えることのない政党間における尖鋭な対立を、必ずしも否定することを意味しない。むしろ基本的事項への合意をふまえて、こうした究極目標を實現すべき政策代案や第二義的な目標の選定について、政党間に鋭い対立が生ずることは、十分に予想されるところである。また政党間の議論の対象から除外される基本的なもの、自由な討論に付されるべき非基本的なものとの分界も、必ずしも明確ではない。なぜなら、非基本的事項に属する修正可能の問題を、自由な討論によって修正することは、緩徐な手続を通し

て、元来が基本的事項である筈の憲法秩序の根本的性格を変革してゆくことにもなり得るからである。にもかかわらず、現実には、討論の対象とされ得る問題の領域が、厳存していることは、確かな事実である。またそうした問題領域の限界が、同時に、政党間における闘争が展開されるべき分野を画定していることも、争えない事実である。⁽¹⁹⁾

アメリカ二大政党の双方は、このような基本的事項への合意に深く信従し、かつ、これを体現していると考えてよい。民主・共和両党の政策綱領には、憲法秩序の擁護と資本主義制度の維持とを宣言した条項が、随処に散見される。⁽²⁰⁾ 例えば、六〇年の民主党綱領は、「権利章典への献身」(dedication to the Bill of Rights)⁽²¹⁾を固く誓約し、自由競争企業が、「世界で最も創造的かつ生産的な経済秩序の形態」(the most creative and productive forms of economic order that the world has seen)⁽²²⁾であることを、卒直に承認している。同じく六四年の共和党綱領は、個人的自由が、「今日においてもなお最も貴重な財産」(still the today's most precious possession)⁽²³⁾であり、また自由競争企業が、「アメリカを世界の羨望の的とするに至った……経済成長の動力」(the dynamo of economic growth that has made America the envy of the world)⁽²⁴⁾であることを、再確認している。こうした基本的事項への合意に帰依し、かつこれを具現する二大政党制は、「横断的二党制」(the horizontal two-party system)⁽²⁵⁾と称してよい。

ここにいる横断的二党制とは、基本的事項に関する絶対的な対立や論争は認められず、ただ基本的事項への合意を前提とし、かつ、これを基盤として成立する副次的事項について、相対的な対立が認められる社会において、はじめて存立可能な制度である。もし社会における意見の分立と論争の形態が政党制度の存在様式を規定すると仮定するならば、横断的二党制は、アメリカ社会における「一党制社会の統合的団結性」(the unifying solidarity of the one-party society)と「多党制主義が繁茂する持続的分裂状態」(the persistent divisions on which multi-partyism thrives)の双方の欠落を如実に示すものであろう。⁽²⁶⁾ 従って、この二党制の下で展開される政争は、基本的事項に関する熾烈な論争と

異なり、比較的に劇的要素や熱情性に乏しい政策手段の適否をめぐる、どちらかといえば、消極的な対立である。それだけに、この制度の下で営まれる政治は、「安易なまさしく低圧の政治」(an easy-going even low-pressure politics) ということになるであろう。⁽²⁷⁾

では、横断的・二党制の構成単位を形づくる政党は、どのような特徴を示すのであろうか。それは、①類似性と②穏健性の二つの点に求められるといつてよい。アメリカ二大政党の各々も、もとよりこの例外ではない。

そこで、アメリカ二大政党について、①の類似性から述べるならば、アメリカ二大政党は、「その酒類の種別を表示するラベルはあっても中味は空の二つの壺」(two bottles, each having a label denoting the kind of liquor it contains, but each being empty)⁽²⁸⁾という、広く人口に膾炙したブライスの言葉が示すように、政策的立場の類似性において著しい。アメリカ二大政党が、「似たりよったりの二物」(Tweedledum and Tweedledee)と称される所以である。ラスキは、この類似性について、次のように述べている。

「二大政党間における境界線は、候補者の人格に関するものであると、また党の原理に関するものであるとを問わず、決して明瞭なものではなく、また截然としたものでもない」⁽²⁹⁾。

アメリカ二大政党が、相互に、こうした高度の類似性を示す理由は、第一に訴求対象の普遍化に、第二に社会構成の体質的実現に、それぞれ由来すると考えてよい。

第一の訴求対象の普遍化というのは、二大政党の各々が、「すべての人々にすべてのものを」(all things to all men)⁽³⁰⁾を指標として、社会表層の集団や個人に網羅的に訴求することによって、「同一諸個人の投票を追求し」(seeking the votes of the same individual)⁽³¹⁾ また「この国のあらゆる地域から、さらに社会のすべての階層から」(from the sections of the country and from all strata of society)⁽³²⁾ それぞれ支持を調達してゆくことを意味する。従って、いずれの二大政

党も、基本的事項に関して厳しく対立し合う一つの巨大な同質的集団と、他の別種の同じく巨大な同質的集団とを、それぞれ別個に、いわば縦断的に動員することによって、多数者支持を糾合してゆくのではない。アメリカ社会には、基本的事項への合意が瀰漫しているために、そうした相拮抗する二つの巨大集団は、存在していないといつてよい。それ故に、どちらの二大政党も、様々な階層や集団に本質的な個別的な価値や利益を確認し、それぞれに個々に訴求することによって各々から支持を獲得し、さらにこれらを、恰も「はめ絵のように」(jigsaw puzzle fashion)⁽³³⁾ 接合し、多数者支持を合成してゆくという、横断的動員方式をとっている。このため、二大政党の双方における訴求は、すべての諸利益に対して「普遍的」(universal)に行われ、いずれの二大政党も、すべての諸利益に対して、「寛容的」(hospitable)な態度を顯示する⁽³⁴⁾。しかし、「富の重心は共和党側にあり、他方、貧困の重心は民主党側にある」⁽³⁵⁾ というC・A・ビアード (Charles A. Beard) の古典的評言が示唆するように、二大政党のいずれか一方に対して、圧倒的な忠誠感を抱く階層や集団が存在していることは、事実である。けれども、激烈な選挙戦の場合、たとえ特定集団が二大政党のいずれか一方に絶対の忠誠を誓っていたとしても、その集団内における他方の二大政党に対する支持率を、二〇ないし三〇%上昇させ得るかどうかの能力が、他方の二大政党の勝敗を決定的なものにする⁽³⁶⁾。それ故、二大政党の各々は、選挙の勝利を目ざして、相手政党に対して、不変の忠誠感を保持する階層や集団を対象に、臆することなく訴求を集中し、そのなかから、自己への支持者を獲得してゆかねばならない。そのため、いずれの二大政党も、自己への常規的な支持者の利益だけを、徒らに強調することを避け、既述のビアードの言葉に示されるような、自己に投げかけられた特殊利益への偏向という通俗的なイメージを、可能な限り、払拭してゆくことを要求されるのである⁽³⁷⁾。従って、二大政党は、それぞれ、自己の支持勢力以外の階層や集団を不当に疎外させぬよう、またその限度で、自己と恒常的な同盟関係にある利益集団群との親密な関係を保持することに、少からぬ意を用いるのである⁽³⁸⁾。こ

ここに、政策的立場における二大政党相互の類似化は、必至である。「二大政党には、ほとんどすべての意見の陰影の見本が、見出される⁽³⁹⁾」といわれるのは、蓋し当然であらう。

第二の社会構成の体質的実現というのは、二大政党の各々が、指導者、活動的な党員、各種の公職・党職への候補者などを、社会各層や多様な集団のなかから広範囲に登用し、これらの階層や集団との間に、こうした人的結合関係の脈管を通して、強固な一体性を造出することである⁽⁴⁰⁾。社会構成の体質的実現は、とくにカトリック教徒、黒人、ユダヤ人など、今日におけるアメリカ人口の四〇%を占め、その七〇%ないし八〇%が都市に居住しているいわゆる人種団体や宗教団体について著しい。例えば、六六年に、ニューヨーク市長J・V・リンゼイ(John V. Lindsay)によって任命された警察審査局(the political review board)の構成員のなかに黒人二名、プエルトリコ人、ユダヤ人、イタリア人、それにアイルランド人各一名が含まれていた⁽⁴¹⁾。同じく、メインとヴァージニアを除くニューイングランドの諸州や、ニューヨーク、ニュージャージー、ペンシルヴェニア、オハイオ、西ヴァージニア、イリノイ、ミシガンなどの諸州では、民主・共和両党のいずれか一方が、必ず州知事や上院議員のような高級公職への候補者に、様々な人種団体の成員を指名することが、慣例とされている⁽⁴²⁾。このように、二大政党の各々が社会各層や様々な集団から指導者や候補者を確保するとき、各党は、このような人的毛細管の設定を通して、諸種の階層や集団と内的連関にたち、その各々の個別的な利益や価値を自己の体内に導入することによって、社会構成を、その体質面に、圧縮的に表現することが可能となる。こうした二大政党のそれぞれによる政治的任用行為が、多様な階層や集団の内部に党勢を扶植し、彼らからの投票の飛躍的増大を意図してなされたものであることは、いうを俟たない。その意味で、この種の行為は、社会各層や様々な集団と党との間に、指導者や候補者を媒介として政治的連繫を深め、彼らの党に対する持続的な忠誠心を育成し、さらにそれを強化してゆくための有効な手段と考えてよからう。同時に、このような政治

的任用行為は、人々の体制への信託を調達するための手段でもあり得る。すなわち、社会各層や様々な集団に属する人々は、この種の任用行為によって、自己の階層や集団が二大政党を通して国家における政治生活の主流に代表されており、そこに「有力な味方」(Friend at court)をもつという、二大政党制と、この制度が運営する国家体制の両者に対して、信頼感と連帯意識とを抱くことができるのである。⁽⁴³⁾二大政党の各々が、誰であろうと、何処に居住しようとして、またいかなる精神的傾向を有しているようとも、すべてのアメリカ人を招致するところの、「巨大にして華美な親近感のある傘」(vast gaudy, and friendly umbrella)⁽⁴⁴⁾と称されるのは、この理由からである。

右に述べたように、社会構成の体質的表現からも、二大政党相互の類似性は、不可避となる。

次に、②の二大政党の各々における政策的立場の穩健性は、こうした類似性から導かれる当然の帰結とみてよい。というのは、二大政党のそれぞれによる訴求対象の普遍化が、何よりもまして各党に対して、社会におけるいかなる少数者といえども忍従し難いと認め得ないような、社会的諸利益相互間における最大公約数を表現した政策的立場を、常に追求せしめるからである。⁽⁴⁵⁾

すなわち、周知のように、アメリカは、経済、宗教・人種、地域、職業などの、幾多の紐帯が錯綜し合う、世界で最も異質的な人口構造を有する国家である。このことは、次の鋭い一句に語り尽されていよう。⁽⁴⁶⁾

「我々のようにきわめて多くの民族から成り、また、神についても、きわめて様々な考え方をしている国民が、自由と相互信頼の旗幟の下に、生活をともにしている事実が、人類の歴史において、未曾有のことである」。

こうした世界で最も異質的な人口構造をもつアメリカでは、二大政党の各々が、均しく訴求しなければならぬ対象は、その政治的な選択傾向、慣習及び偏見が、十分に理解され、その行動様式も容易に予測し得るような、「利益の同質性とイデオロギーの一貫性を有する二、三の限定された巨大な投票集団」(a few definite, homogeneous and

ideological consistent voting groups⁽⁴⁷⁾から構成されているわけではない。むしろ、それは、「相互に交叉し合い、不斷に變動する数多の異質的集団」(a multitude of disparate, shifting groups that crisscross)から成る複雑な連合体を形成している。⁽⁴⁸⁾これらの集団は、いずれも、単独で選挙民の多数を制し得るほど、巨大規模ではない。また、多党制の基盤となり得るほど、相互に和解し難い偏狭なイデオロギーに固執する集団も、そこには見出し難い。⁽⁴⁹⁾こうした異質的な諸集団が相寄り、互いに混交し、粘着し合い、そこに流動的状況が現出せしめられる。

右のごとき状況の下では、いずれの二大政党も、訴求対象の側における政策選好を的確に把握することは、決して容易でない。それは、以下の三つの点に端的に現われている。⁽⁵⁰⁾すなわち、まず、社会保障や失業保険のように、二大政党の間に、政策的立場の明白な差異を生ぜしめることが既に判明している問題に関する場合を除き、二大政党のそれぞれが訴求対象の側における政策選択が、現実にとどのように行われるかという、その全体的配分状況を一度で推断することは、きわめて至難である。次に、顕在・潜在の異質的利益集団の集積体が、二大政党の双方における政策的立場の変更に對して、いかなる反応を示すかを予想することは、さらに至難といつてよい。最後に、二大政党の各々による政策実現の誓約が、選挙の勝利を確定する得票数の限界に、いかなる影響力を与えるかを推測することは、容易でないばかりか、危険ですらある。このように、訴求対象の側における政策選好の不確定状況は、二大政党の側における「政策的立場の明確化より起る利得の推定」(the calculation of gain from policy position)を困難にし、かつ、それに基づいて政権獲得のための行動を起すことを、危険なものにしてゆく。⁽⁵¹⁾

事実、すべての主要な係争問題に對して政策的立場を鮮明にし、論理整然たる政策・イデオロギー体系によって理念的に基礎づけられたところの、明確な政策綱領は、選挙民多数の支持を動員し得ないことはもとより、アメリカ社会に特徴的な「潜在的内乱状況」(civil-war potential)⁽⁵²⁾に刺戟を与え、その爆発を誘引し、社会の分裂を惹起すること

になるであろう。⁽⁵³⁾ それ故に、いずれのアメリカ二大政党も、既に言及したように、多数者に対する横断的動員方式を、採択せざるを得ない状況の下に置かれている。

この場合、どちらのアメリカ二大政党も、訴求効果の社会的受容を極大化する観点にたつて、政策綱領を作成する。その際、綱領作成過程を支配する指導原理は、「いかなる集団にも、その要求事項のすべてを提供することなく、また、すべての集団に、その要求事項の幾分かを提供することの戦略的原則」(the strategic principle of offering no group everything it wants and get offering group something which it wants)⁽⁵⁴⁾ である。民主・共和両党は、それぞれ、こうした戦略的原則に嚮導されながら、社会における様々な階層や集団の諸要求の間に、妥協と調整を幾重にも展開し、これらの諸要求の間における最大公約数の発見に努めその最大公約数を、党の目標、原理、政策手段として、政策綱領のなかに形象化してゆく。従つて、いずれの二大政党の政策綱領も、多様な階層や集団の諸要求を必ずしも全面的ではないが、ある程度、充足するところの、まさしく「妥協の束」(a bundle of compromise)⁽⁵⁵⁾ にほかならない。それ故に、民主・共和両党の政策綱領は、いずれも、社会的諸利益相互間における最大公約数という、最大善を追求することによつて、不整合要素を一つに結合し、すべての人々に対して、各々独自の意味を与えるものとなる。だからこそ、社会各層や諸種の集団は、二大政党の双方の綱領のなかに、自己の利益や政策的立場を、容易に見出すことができるのである。

それ故に、二大政党の双方が形成する政策綱領の本質は、様々な観点から多義的な解釈を可能にするために、字句の微妙なニュアンスや意味合いを考慮したうえで、言葉を精選し、字句の配列にも周到な配慮を示しながら作成された、いわば「不精密な言葉の融合体」(fusions of ambiguity)⁽⁵⁶⁾ であることに求められよう。⁽⁵⁷⁾ さらに、二大政党のそれぞれが、訴求効果の社会的受容の極大化を目ざして、不断に追求してやまない社会的諸利益相互間における最大公

約数というのは、幾多の階層や集団が、「その個々の条項の言葉に自己自身の強調点を打ちこみ、それを判読し得る」(each of which [groups] reads its own emphasis into wording of individual planks)⁽⁵⁸⁾ ように、曖昧な言葉を接着剤として、これらの階層や集団の利益要求や政策的立場を部分的に羅列したところの、不分明な政策綱領そのものに具象化され、その本質の核心を形づくるものといつてよからう。

このような民主・共和両党の不分明な政策綱領は、いずれも、顕著な性格と機能とを有している。それは、穩健性と、それに基づく体制内在化の機能である。

すなわち、二大政党の不分明な綱領は、いかなる中道的立場を固持しようとも、選挙民の投票を吸引するよりは、むしろこれを離反せしめるような、高度の係争問題に対する態度の表明を、あえて拒絶する。しかし、綱領は、前述の社会保障や失業保険のごとき、二大政党の間で既に解決済の問題に対しては、大胆、かつ、卒直な態度を宣明する。この意味で、それは、何びとの価値や利益も著しく侵害することのない、不明確にして矛盾し合うところの、政策群の宣言であり、純然たる選挙目的のための文書といつてよい。このように、二大政党の綱領は、極端な政策的立場を拒斥し、高度の係争性を有する問題に対する態度の積極的表示を回避する。そうすることによって、二大政党の綱領は、自己の政策的立場や利益要求に対する外部からの侵害、もしくは、その危険性に、過敏に反応する社会各層や諸々の集団の鋭い利益感覚を和らげ、潜在的内乱状況の誘発を防ぎ、異質的社会の統合に成功するのである。従つて、二大政党の綱領は、いずれも、何びとも受容し得るだけの中道的な政策目標を追求してゆく意味で、きわめて穩健なものといふことができるであらう。

次に、体制内在化の機能について述べれば、社会各層や諸々の集団の政策的立場や利益要求が、二大政党の各々の綱領のなかに、不正確・不十分ながらも、ともかく記載されることは、彼らにとって、自己のそうした立場や要求の

正当性が、社会的承認を獲得するに至ったことを意味する。というのは、既述のように、民主・共和両党は、社会構成を体質面に縮小的に再現し、社会そのものを自ら象徴化しているからである。こうした社会そのものを表象する二大政党それぞれの綱領のなかに、彼らが、自己の政策的立場や利益要求の記述を見出すとき、それは、以下のごとき三つの効果をあげる。⁽⁵⁹⁾ その第一は、彼らが、それによって、自己の感情、偏見、感受性を慰撫されることである。第二は、彼らが、自己を除く社会全体は、自己の階層や集団に属する人々の威信と福祉に対して考慮を払い、かつ、自己の階層や集団は、社会内に一定の確固たる地位を占めているという、牢固とした確信に到達することである。第三は、以上の二つの効果が相互に作用し合い、彼らが、二大政党と他の階層や集団の両者に対して、安堵感と信頼感を抱き、この両者に対する違和感と疎外感を一掃するに至ることである。こうして、右のごとき三つの効果をあげる二大政党の穏健な綱領は、人々の間に、体制への帰属感と一体感とを高揚させ、体制内在者としての意識を、彼らに深く浸潤せしめてゆく。この意味で、二大政党の綱領は、人々に、体制外在から体制内在への意識上の大きな転換を促すところの、有効な手段と考えてさしつかえなからう。

以上に述べてきたように、アメリカの二大政党は、基本的事項への合意という、社会基層の「共通原理」(common principle)と、利益分化の複雑性という、社会表層の「多様化された諸利益」(varied interests)とが、共存するところの、アメリカ社会の基本的性格の下で機能すべき宿命を負わされている。⁽⁶⁰⁾ こうした宿命を担うアメリカ二大政党は、いずれも、選挙の勝利を目ざす限り、次に述べる二つの要請を充足すべき立場に置かれているといつてよい。その一つは、二大政党の双方が、特定の明確な政策・イデオロギー体系の見地に捉われることなく、社会基層に存在する基本的事項への合意に忠誠を示すことである。もう一つは、いずれの二大政党も、社会表層に浮遊する数多の諸利益から、個別的に自己に対する支持を調達してゆくことである。このような二つの要請の交渉点に、特定の政策・イ

デオロギー体系上の明確な統一的脈絡を有しない、単なる社会的諸利益相互間における最大公約数という、二大政党が追求すべき政策目標が、おのずと形成されてくる。それ故に、アメリカ二大政党は、選挙の勝利を目ざして、こうした最大公約数を執拗に追求してゆく。また、このような追求過程の反復・展開を通して、二大政党は、互いに、社会基層の基本的事項への合意に立脚するところの、その抱懐する政治哲学及び信条、それに、社会表層の諸利益を因子とする社会構成の体質的実現、以上の三者における類似性と穩健性の度合いを、一層深めてゆくことになる。従って、アメリカ社会の基本的性格の下における二大政党相互の類似性と穩健性は、必至となる。

それ故に、アメリカ二大政党の双方における差異は、民意の要求を、いかによりよく実効化してゆくかという、その方法と効率の差異にあると云ってよい。この意味で、両者は、民意の要求を実効化するための手段的装置として二元化された制度である。このように、目的を一にし、それを達成すべき方策を異にするところの、アメリカ二大政党には、次のごとき三つの特徴が認められる。

第一は、既に述べた基本的事項への合意の尊重である。アメリカ二大政党のどちらも、「政權の行使とその移行とを支配する規則」(rules governing the exercise and transfer of political power)そして、広い意味の資本主義制である「アメリカ経済の主要形態」(the main outline of our economy)以上の二点を卒直に承認する⁽⁶¹⁾。

第二は、反対党の存在を許容することである。もし、いずれの二大政党も、反対党の存在を許容しないとしたり、それは、明らかに、基本的事項への合意に背馳しよう。そればかりではない。そうした事態は、国家の分裂状態を誘起する危険性すら、はらんでいる。なぜなら、二大政党の各々は、社会各層や様々な集団の代表を、自己の胎内に包摂することによって、対立政党内に見出される諸利益相互の衝突を正確に自己に反映させることができるからである。さらに、各党は、こうした社会構成の自らの体質面における圧縮的表現を向う側の鏡として、広く政治社会内に

見出される利益相互間の衝突をも、そこに写し出すことができるからである。⁽⁶²⁾すなわち、民主・共和両党は、その内包度の濃淡は各党ごとに異なるにせよ、いずれも、社会的・政治的・経済的・地域的、宗教的、人種的な構成要素を同じくする。このため、二大政党の一方が、他方の存在自体に対して圧迫を加えるならば、そのような試みは、当然、他方の二大政党における全構成要素から、烈しい反発と抵抗とを蒙るであろう。そればかりか、そうした試みが、次のごとき重大事態を呼び起す場合もあり得る。一方の二大政党における同種の構成要素が、他方における構成要素の反撃に呼応し、自党に対して反旗を翻し、自党を崩壊の方向に導くという事態が、すなわち、これに当る。しかし、社会構成を体質面に縮図的に表現する二大政党の双方におけるこうした反発と反乱の連動は、単に、これだけにとどまらない。それは、さらに進んで、アメリカ社会の現実に直截に自己を投射し、そこに固有の潜在的内乱状況の顕在化を誘導し、その結果、社会的亀裂を縦横に走らせるといふ極限状況すら生ぜしめる可能性を、包蔵している。それ故に、民主・共和両党は、社会構成の体質的実現を自己の専制化への制約力として受けとめつつ、相互に、他方の存在と活動に十分な配慮と尊重とを払い、その言動に対して寛容的とならねばならないのである。

第三は、政権交替の円滑化である。民主・共和両党における政策的立場は、前二者の特徴によって、「離れ難いほど絡み合う」(inextricably entwined)類似性と穩健性を示している。このため、各党は、「この国の内政・外交両政策における完全、かつ、運命的な変革を伴うことなく、他方から政権を継承し得る地位」(position to take over from the other without involving a complete and predestined change in the foreign and domestic policies of the nation)にたつといつてよい。⁽⁶³⁾

右のごとき三つの特徴を有するアメリカの二大政党を、寸評するならば、それは、「政治的敵手というよりは、むしろ行政的敵手」(the administrative rivals rather than political rivals)⁽⁶⁴⁾といふことになるであろう。ここにいう行政

的敵手とは、民主・共和両党が、いずれも、アメリカ社会に深く横たわる基本的事項への合意に対して固く忠誠義務を誓い、普遍的な利益代表と穏健な政策的立場とを維持し、民意の要求を実効化するための手段的装置として二元化されたところの、制度であることを意味する。この事実こそ、まさしく建国以来、アメリカの体制的安定性を保障してきたこの国の二大政党制における最大のメリットと考えてよい。また、この点に、アメリカにおける二大政党制の本質も認められるのである。アメリカ政党の著名な研究者の一人であるA・N・ホルコン (Arthur N. Holcomb) は、このことを、簡潔に、次のように表現している。⁽⁶⁵⁾

「係争問題の過熱・冷却とは無関係に、与党に対して、野党が、不断に闘争を挑むことが、アメリカ二大政党制の本質であるといつてよい」。

(1) J.L. James, *op. cit.*, p.37.

(2) Alexis de Tocqueville, *Democracy in America*, 1960, vol. I, pp.182—83.

(3) Harold J. Laski, *The American Democracy: A Commentary and An Interpretation*, 1953, p.130.

(4) see J. Bryce, *op. cit.*, vol. II, p.21. M. Duverger, *op. cit.*, p.230.

最近では、六八年の大統領選挙取材したイギリスの「ジャーナリスト」は、「オブザーヴァー」(*The Observer*)に、次のように書いている。
(Anthony Howard, "The Greatest Sham on Earth" in *The Observer* (London, England) Oct. 6, 1968, cited in Fred I. Greenstein, *The American Party System and the American People*, 2nd ed., 1970, p.187.)

「ヨーロッパ人がアメリカ政治について最初に学ばねばならない課業は、二大政党のいずれも政策志向型 (issue oriented) ではないという事実である。…前アラバマ州知事G・ウォーラスが、我が国の二大政党間における差異は「一〇セント銀貨ほどの価値もない」と言明するとき、彼は文字通りの真実を述べているわけではないであろう。しかし、彼の政治家特有の放埒さを何びとも責めることはできない。…ニクソンとハンフリーとが全く同一の問題解決を提起している公共政策の領域は、ほとんど存在していない。彼ら二人を隔てる壁は、イデオロギー的のものでもまた哲学的なものでもない。それは純然たる人格的なものである。この差異は、二人のうちいずれがホワイトハウスを占拠するに備えるだけの資質を備えているかに関して、二人の間で争われる似たりよったりの議論である」。

(5) F. J. Sorauf, *Political Parties in the American System*, *op. cit.*, p.30.

- (9) V. O. Key, *Politics, Parties, and Pressure Groups*, *op. cit.*, pp.243—44.
 なお、基本的事項への合意 (consensus) とは、S・デ・ナンシーン (Sebastian De Grazia) の「信念の体系」(systems of beliefs) を意味すると考えてよい。彼は、信念の体系を次のように述べている。(S. De Grazia, *The Political Community*, 1948, p.80.) 「古代ギリシャ人が理解していたような大社会、すなわち、他のすべての社会を内包する社会は、政治社会である。この政治社会の統一者が信念の体系にほかならない。信念の体系とは、社会の構成員の各々を通じ、廻り、編み込み、締めあげ、時には伸長し、時には鉄のバネのように巻きつくところの、柔軟性とんだバンドである。市民相互を連結する公分母は、こうした信念の体系である。信念の体系は、彼ら相互間及び彼らの支配者に対する関係の両者について彼らの意見を表現する。もし信念の体系が存在しないとしたら、すなわち、こうした基本的共通事項なくしては、いかなる政治社会も、存立を保ち得ないであろう」。同じくA・ラネイとW・ケンズドン (Austin Ranney and Willmoor Kendall) も、社会の構成員の間に見られる基本的事項への合意とは、「彼らが民主的方法にしたがって討論を運営しかつ意見の対立を招く問題が生じた場合には自制心をもって行動すべきことを命ずるところの相互必要性を、彼らが互いに意識するときには立ち現われる」と述べている。(Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.467.)
- (7) V. O. Key, *op. cit.*, pp.243—44.
- (8) *Ibid.*, p.243.
- (9) *Ibid.*, p.244.
- このことは、既述のように、社会労働党、社会勤労党、共産党のごとき第三党の最近の大統領選挙における得票数がきわめて低い事実に視
 われざるであらう。
- (10) *Ibid.*, p.244.
- (11) see James W. Prothro and Charles M. Grigg, "Fundamental Principle of Democracy" in *Journal of Politics*, vol. 22 (1960), pp.276—94.
- (12) Nelson W. Polsby and Aaron B. Wildavsky, *Presidential Elections: Strategies of American Electoral Politics*, 1972, p.228.
- (13) F. J. Sorauf, *op. cit.*, p.30.
 なお、このなかには、自由主義社会における「家族生活の維持」(the life of the family) の内容を述べた。(Ibid., p.30.)
- (14) V. O. Key, *op. cit.*, p.244.
- (15) *Ibid.*, p.244.
- (16) F. J. Sorauf, *op. cit.*, p.30.

- (17) V. O. Key, *op. cit.*, p.244.
- (18) *Ibid.*, p.244.
- (19) *Ibid.*, p.244.
- (20) see Porter and Johnson (ed.), *op. cit.*, passim, and Paul T. David, "Party Platforms as National Plans" in *Public Administration Review*, vol. 31 (1971), pp.303—15.
- (21) Porter and Johnson (ed.), *op. cit.*, p.582.
- (22) *Ibid.*, p.597.
- (23) *Ibid.*, p.677.
- (24) *Ibid.*, p.683.
- (25) F. J. Sorauf, *op. cit.*, p.30.
- (26) *Ibid.*, pp.30, 31.
- (27) *Ibid.*, pp.30, 31.
- (28) Quoted in Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.491.
- (29) H. J. Laski, *op. cit.*, p.129.
- (30) W. Goodman, *op. cit.*, p.45.
- (31) *Ibid.*, p.30.
- (32) E. E. Schattschneider, *Party Government, op. cit.*, p.88.
- (33) Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.500.
- (34) E. E. Schattschneider, *op. cit.*, pp.87, 88.
- (35) C. A. Beard, *National Municipal Review*, vol. 6, 1917, p.204 cited in V. O. Key, *op. cit.*, p.235.
- (36) Polsby and Wildavsky, *op. cit.*, pp.25—29.
- (37) Seymour Martin Lipset, "How Big is the Block Vote" in Donald G. Herzberg and Gerald M. Pomper (ed.), *American Party Politics; essays and readings*, 1966, p.393.
- (38) Polsby and Wildavsky, *op. cit.*, pp.28—29.
- (39) E. E. Schattschneider, *op. cit.*, p.88

- (40) Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.508.
- (41) Neil Staebler and Douglas Ross, "The Management of State Political Parties" in C. P. Cotter (ed.), *op. cit.*, p.52.
- (42) D. D. McKean, *op. cit.*, p.528.

例えば、オハイオ州知事を歴任し現在では民主党上院議員であるF・J・ローシヤ(Frank J. Lausche)や元ロードアイランド州知事で現民主党上院議員のJ・O・パストアー(John O. Pastore)などがこれに当るであろう。(see *Ibid.*, p.528.) 二大政党の各々が指導者や候補者を社会各層や様々な集団から調達した場合、そうした各層や諸集団のそれぞれの二大政党に対する支持率は、一般に上昇するといつてよい。六〇年の大統領選挙におけるカトリック教徒の投票率はその象徴といわれている。ギャラップ世論調査所の示す統計によれば、五六年度の民主党大統領候補A・ステイヴンソン(Adlai Stevenson)に対するカトリック教徒の支持率は五二%であったが、六〇年度にはそれが七三%に急増している。さらに五六年度のアイゼンハワー共和党候補に投票したカトリック教徒の実に六二%が六〇年度にはケネディ民主党候補に投票を切り替えている。これに反し五六年度の民主党候補ステイヴンソンに投票したカトリック教徒の僅か三%が六〇年度にニクソン共和党候補を支持したにすぎない。六〇年度におけるカトリック教徒のこうした投票態度の変化は、もとよりケネディ候補がカトリック教徒であった事実から生じたところの、彼らのケネディ候補への一体感の急激な昂揚によるものとおもわれる。けれども、社会各層や様々な集団の成員を指導者や候補者に登用することだけによって、二大政党は、これらの各層や集団からの自動的に強力な支持を抽きだせるわけではない。こうした指導者や候補者には、各層や諸集団が抱いている価値や利益に対して効果的に訴求^{アペール}しこれらを具体的に実現してゆくだけの個人的資質が要求される。例えば、ニューヨーク州選出の共和党上院議員J・ジャヴィツ(Jacob Javits)は、公民権や社会福祉の政策領域でみるべき業績をあげている進歩的な議員として知られている。彼が立候補するとき、民主党の強力な支持層であるユダヤ人団体や黒人団体は彼によって切り崩され、こうした団体のなから大量の票が常に彼に向って流出するといわれている。ジャヴィツ議員のこのような得票能力は、もとより彼自身がユダヤ系である事実^{ファクト}に求められよう。しかし、それに尽きるわけではない。げんにユダヤ系の共和党候補が非ユダヤ系の民主党候補と争い、そのユダヤ系候補がほかならぬユダヤ系人種の居住地区において大差で敗退することも、決して珍しい現象ではない。従って、ジャヴィツ議員の得票能力の秘密は、人種的な親和性に加えて、社会的に少数者の人種団体の価値や利益を着実に実現することによって、彼らの信頼感と一体感を獲得してゆくところの、彼自身の資質に求められるといつてよい。このような人種団体や宗教団体に深く根を下ろし彼らの票を確実に把握している共和黨員として、ジャヴィツのほかに、マサチューセッツ州知事のJ・ヴォルペ(John Volpe)やF・ラガーディア(Fiorella La Guardia)元ニューヨーク市長、I・マッケルデイン(Theodore McKeldin)ボルティモア市長などがあげられる。ジャヴィツ議員だけが必ずしも特異な存在ではな^い。(see S. M. Lipset, *op. cit.*, p.393. Francis E. Rourke, "Urbanism and the National Party Organization" in William R. Nelson (ed.), *American Government and Political Change: A Contemporary Reader*, 1970,

- (43) Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.508.
- (44) C. Rossiter, *Parties and Politics in America*, *op. cit.*, p.11.
- (45) Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.524.
- (46) C. Rossiter, *Conservatism in America*, 1955, p.65.
- (47) Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.500.
- (48) *Ibid.*, p.500.
- (49) Polsby and Wildavsky, *op. cit.*, p.23.
- (50) *Ibid.*, p.32.
- (51) *Ibid.*, p.32.
- (52) 潜在的內乱状況というのは、もし有効な宥和力や統合力が作用しないとしたら現実の內乱状況を惹起する危険性のあるところの「利益集団相互の潜在的敵対關係の総和」(the total amount of potential interest group hostility.) である。(Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.465.) 潜在的內乱状況は、多種多様の歴大な数の利益集団が存在しその間における対立も熾烈である社会に、とくに顯著に現われる。アメリカ社会はその典例と云つてよい。
- (53) Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.500.
- (54) *Ibid.*, p.409.
- (55) *Ibid.*, p.523.
- (56) Binkley and Moos, *op. cit.*, p.240.
- (57) W. Goodman, *op. cit.*, p.207. see also P. T. David *op. cit.*, pp. 303—15. G. M. Pomper, *Elections in America*, 1968, Porter and Johnson (ed.), *op. cit.*, なお、ほぼ一世紀前における二大政党の類似性と穩健性についての叙述は、今日においても妥当するといつてよい。それは、次のごときものである。「ホイッグ党と民主党ならびにこれらの後継者の体質を分析してゆくならば、これらの諸政党は、地方的・地域的・階層的な諸利益から成り立つ束であることが判明する。これらの政党の切断面は、二、三の單純色を示すのではなく、急進主義を保守主義、全国主義と州権論、個人的忠誠感と地方問題などから成るはめ絵の觀を呈している。党の戦術は、可能な限り多くの束を累積することに向けられていた。そして政治家の手腕は、その差異を忘却に付し團結を確保し得るようなすべての束に共通の原理や人格を見出すことに求められた」。(S. E. Morison et al, *op. cit.*, vol. I, p.447. Binkley and Moos, *op. cit.*, pp.188—89.)

- (36) Ernest S. Griffith, *Congress; Its Contemporary Role*, 2nd ed., 1956, p.117.
- (37) Ranney and Kendall, *op. cit.*, p.508.
- (38) C. Rossiter, *Parties and Politics in America*, *op. cit.*, p.182.
- (39) Polsby and Wildavsky, *op. cit.*, p.228.
- (40) W. Goodman, *op. cit.*, p.45.
- (41) Ralph E. Flanders, "The Future of the Republican Party" in *Virginia Quarterly Review*, vol. 28 (1955), pp.177, 178, cited in *Ibid.*, p.655.
- (42) *Ibid.*, p.655.
- (43) Arthur N. Holcombe, *Our More Perfect Union*, 1950, p.88.